

政策資料

No.297 《復刊192号》
1991年6月1日

卷頭言 梶山篤 1

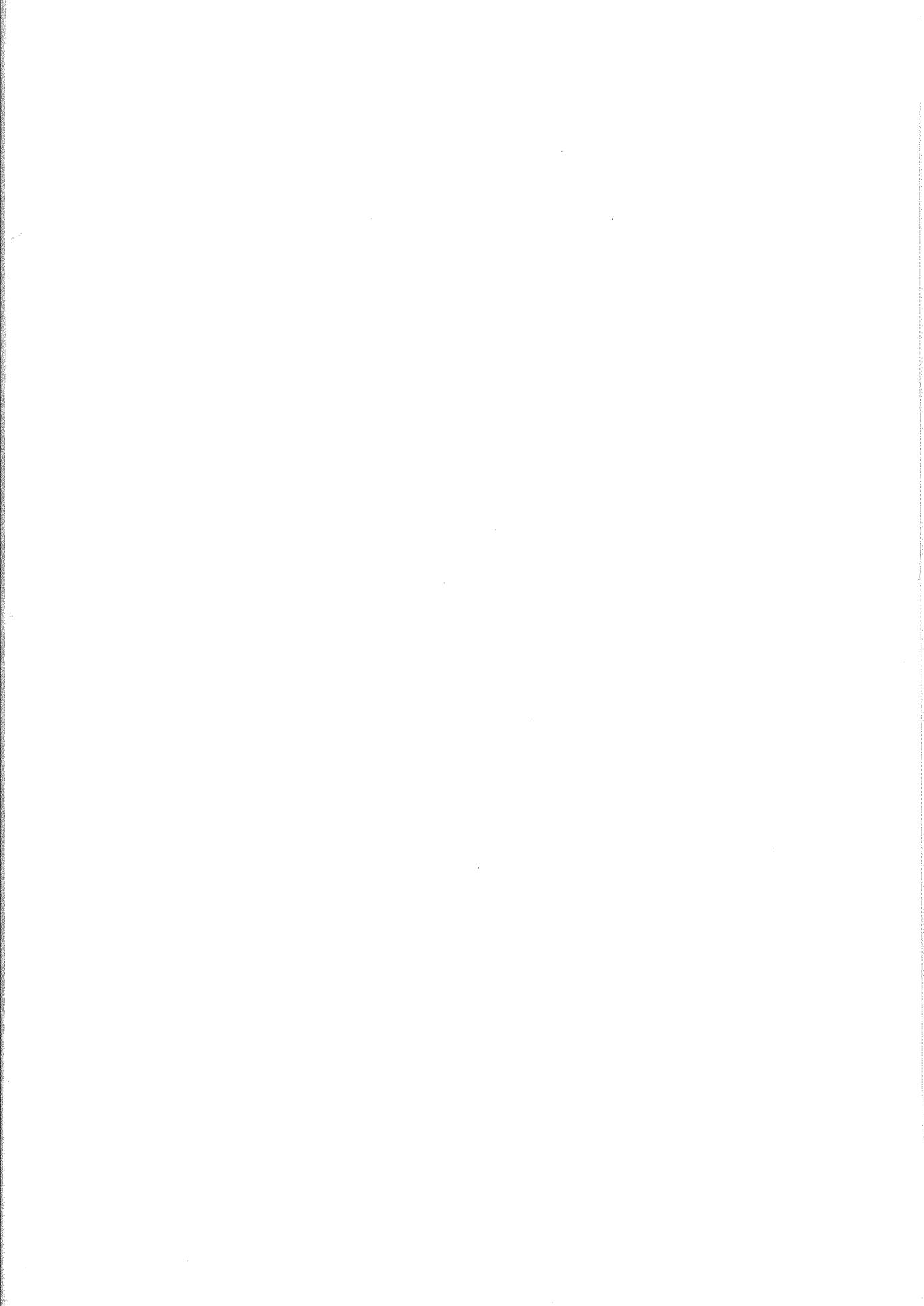
〈特集〉日ソ関係資料

- 北東アジア地域協力と日本 2
- 日ソ関係をめぐる今日の情勢と今後の
日ソ政策の課題 7
- 日ソ首脳会談の課題について 11

〈資料〉

- 日米首脳会談について（国際局長） 13
- 1991年度政府予算案の成立に当たって
(参・国対委員会) 13
- 総合保養地域整備法の一部を改正する
法律案要綱 14
- 新旧対照表・参考資料 17
- クルド避難民への人道的援助に関する
申し入れ 27

- 大規模小売店舗における小売業の事業
活動の調整に関する法律の一部を改正
する法律案提案理由説明
(衆・商工委員) 28
- 上記 法律案要綱 29
- 〃 新旧対照表 30
- 談話（掃海艇派遣・書記長） 45
- 第12回統一自治体選後半戦への突入に
当たって 46
- 後半戦の投票日にあたって 46
- 統一自治体選挙の結果について 47
- 申し入れ（コメ問題） 47
- バングラディッシュにおけるサイクロン
(台風)被害に対する緊急援助に關す
る申し入れについて 48
- 育児休業法関係 49





「政策」運動を検証する

種山篤

政策担当中央執行委員

最近行われた選挙の結果は三勝

一敗ではあるが、今回の統一地方選挙は党にとってはその存立価値をさえ問う程の事態である。

敗因は、中央及び地方並びに党員個々の行動に亘り大胆に追及されると思うが、一言いえば、全くの出直し再出発の決意が必要であり、党改革は即明年的参議院選勝利に結びつくものでなければならぬ。

一方、自民党は選挙に勝ったと見るや、予期せぬ事を次から次へと起こしていく。

例えば、自衛隊法九十九条発動による掃海艇のペルシャ湾への派遣、また中曾根元首相の自民党への復党などである。総裁たる海部首相はまったく事前に知らされていなかつたと言うにおよんではあ

きはてたものである。

自民党の憲法感覚や倫理感覚はまさに地に落ちたものである。

さて、消費税問題、中東沿岸危機の対応、地価問題、地方統一選挙闘争など多岐に亘るこの一年間、

党の政策運動、立法作業などの活動を顧みるならば従前に比較して活動充実してきたとは思うが、敗因の一つに「政策」も無関係ではない。

党大会は、政権への確かな道を歩むため、特に「政策」で競い「政策」で対決することを決めた。消費税廃止法の参議院の実績などをふまえ、政府案に反対の場合には、必ず代案を提起する。また国民の要求とニーズを集約し、原爆被爆者援護法案や育児休業法案の経験の上に立って前ひろに立法化

作業を行う方針を決定した。これ

らの諸方針に基づいて政策についての中央の機構、機関を明瞭にしての体制を整備した事は周知の一応の体制を整備した事は周知の通りである。

勿論試行錯誤を重ねたが、この間、党独自の議員立法や野党共同提出の議員立法を完成する等多彩な政策活動を展開した。

前者では独占禁止法、通称ゴミ三法、住宅基本法案など十法案、後者では情報公開法、ODA基本法など二法、計十二法案を準備し大半數は国会に提出した。また新たに造物責任法案作成にかかる等熱心に取組んだ成果も大きく評価されるべきであろう。

唯、改革が進まなければ政策も何もあつたものではないと言う風潮があるとすれば、あまりにも短絡した態度である。国会では最大の野党であり、その責任は重いと言わねばならない。

政策論議立案の参加の場は保証しており、門戸は開いている。

(参議院議員・あきやまあつし)

しかし乍ら、敗因の中には党の存在が見えないという指摘や政府と我が党の政策のちがいの特色が不明確のため争点のないものになつたという意見が多い点も見逃せない。

また、消費税の緊急是正問題や湾岸対策などの具体策など多くの点でスピーディーな政策、行動が弱かつた面も重大な反省材料である。野党共同提案をふやす事も政審体制の充実は特に工夫が必要である。

党改革の柱は、当然政治姿勢、政治戦略、組織機構、選挙戦術などとなろうが、政策の立案展開、議会活動も重要な改革の内容となる。

しかし乍ら、敗因の中には党の存在が見えないという指摘や政府と我が党の政策のちがいの特色が不明確のため争点のないものになつたという意見が多い点も見逃せない。

特集

日ソ関係資料

一九九一・四（国際経済政策委員会報告）

北東アジア地域協力と日本

本委員会はこうした観点から、北東アジアが世界経済のなかで占めている位置と問題点を明らかにするとともに、そうした問題点を解決するための地域協力の課題及び二つの協力政策のあり方を提起したい。

※ここでいう北東アジアは狭義に定義されたものであり、中国（地域としては東北3省）、モンゴル共和国、韓国、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、ソ連（地域としてはシベリア、極東地域）及び日本をさす。

I. はじめに

戦後の冷戦の集結は、ドイツの統一に象徴されるようにヨーロッパにおける東西対立を進み、本年四月一六日にはゴルバチョフ大統領の来日が実現しようとしている。こうした国際情勢の枠組みの変化を背景に、北東アジアにおいても地域の緊張緩和を始めた朝鮮半島をはじめ、緊張緩和の潮流を加速させている。一九八六年七月、ゴルバチョフ・ソ連共産党書記長がウラジオストクにおいてアジア地域の緊張緩和を呼びかけて以降、糸余曲折を経ながらも、中ソ首脳会談（一九八九年五月・北京）、南北朝鮮首相会談（一九九〇年九月・ソウル）、韓ソ国交樹立（一九九〇年九月）、中韓貿易事務所設置（一九九〇年一月）日朝三党共同声明（一九九〇年一月・ピョンヤン）と

II 北東アジアの経済発展と国際分業

1. 世界経済の再編成がすすむなかで、北東アジアの経済的地位も変化しつつある。北東アジアも属する東アジア（ここでは北東アジアにASEAN諸国及びインドシナ半島を加えた地域を指す）経済がアメリカ経済の後退と表裏をなす形で台頭し、その結果、アジア・太平洋地域における従来の国際分業関係が変容しているためである。すなわち、従来はアメリカが日本を含むアジア諸国にたいし、市場を提供することによつて、アジア諸国が日本から輸入した設備

や部品を使って生産した製品をアメリカに輸出することが可能となり、さらに日本はアメリカ、アジア諸国の中に対しても自國製品の輸出が可能になるという国際分業関係（トライアングル関係）が成立して、いたが、アメリカ経済の衰退によってアメリカが今後もアジア諸国からの大規模な製品輸入市場でありづけることは不可能となっているためである。

こうした分業関係に代わって東アジアの域内市場形成を基盤とした、新たな分業関係が形成されつつある。それは、東アジア地域内の産業・貿易構造を垂直分業から水平分業へと連続的に高度化していく域内分業関係の形成（いわゆる雁行的発展）である。世界経済の構造変化の中で、東アジア経済の発展は今やこうした域内相互依存関係に依拠しており、東アジアの一角を占める北東アジアについても基本的にはこうした枠組みの中で、経済発展をはからなければならない。

※ここでいうアジア・太平洋地域は、東アジアに、オセアニア諸国、アメリカ、カナダを加えた環太平洋地域を指す。
2. 北東アジアの経済力及び経済発展の潜在的可能性には注目すべきものがある。例えば、この地域は面積で全アジアの二〇%、人口で一〇%だが、GNPでは実に七〇%

を占めている。また、経済的発展を支える三つの地域、すなわち工業化ゾーン、都市消費圏、資源・農業ゾーンの全てを兼ね合っている。その意味で、北東アジアは東アジア地域のなかでも最も大きな経済力を持ち、最も発展可能性に富んだ地域といえよう。

3. にもかかわらず、貿易や資本投資などの相互依存関係の欠如がこの地域の発展を妨げている。国際分業関係が著しく立ち遅れているのである。例えば、日本と中国の貿易額は一九八九年現在で一九七億ドルであるが、これは日本の貿易総額の四%を占めているにすぎない。また、日本とソ連の貿易額は六一億ドル（八九年）であり、同一・三%にすぎない。さらに、日本と北朝鮮との貿易にいたっては、八三年以降事实上中断されたままである。

韓国と中国・ソ連との間の貿易についても状況は同様である。韓中貿易は近年拡大し、八八年には三〇億ドルに達しているが、なおその水準は日中貿易の半分に留まっているし、韓ソ貿易も八九年には、前年の三倍増の六億ドルを記録しているが、それでも停滞している日ソ貿易の一〇分の一の規模にすぎない。

以上から明らかなように、この地域における国際分業は、経済力と比較してその規

模が著しく小さい。こうした国際分業関係の立ち遅れがこの地域の発展をはばんでおり、その潜在的可能性的發揮を不十分なものにしているのである。

III 地域協力の課題

1. 以上のことから北東アジアにおける地域協力の第一の課題は、域内相互依存関係を供給面からつくりだしていくための、国際分業協力に置かれなければならない。すでに述べたように、北東アジアにおいては、日本、アジアNIES、ASEAN諸国、中国沿岸部において既に形成されているよう、高度に重層的な国際分業関係づくりをいきなり求めても不可能である。そこで、この地域における国際分業関係の形成のためには、まず生産要素の各地域における異質性を活用することが考えられる。すなわち、工業ゾーン、消費ゾーン、資源・農業ゾーンが混在しているという地理的特質を生かして、労働、資本、技術など異質の生産要素間の分業を形成することである。

例えば、①シベリア・極東地域の石炭・石油、天然ガス、木材、②中国東北地方の大豆、トウモロコシ、野菜、果実、軽工業品、③中国及び北朝鮮の労働力、④韓国の消費財、⑤韓国及び日本の資本、技術、などを相互に活用した生産要素間分業がそれ

である。また、域外国ではあるが、アメリカは從来からこの地域に強い関わりをもつてあり、資本や技術などの面での参加を求める必要がある。

だが、こうした分業関係は垂直分業の性格を払拭出来ない。そこで、こうした垂直分業関係を、水平分業関係にいかに高めていくかということが次の課題となる。この課題を解決していくためには、北東アジアにおける分業関係を東アジアにおける重層的分業関係に、積極的に組み込んでいく努力が必要である。

2. 地域協力の第二の課題は、相互依存関係を需要面から支えるための域内市場の拡大である。域内市場の拡大はまず、域内諸国の内需拡大に基礎を置かなければならぬ。同時に域内企業を拡大・深化させていくためには、市場提供機能を発揮する国の存在が必要であり、この点で日本と韓国が果たす役割が重要である。両国の内需拡大は、同時に域内諸国からの輸入拡大につながるものでなければならない。

3. 第三の課題は技術移転である。北東アジアにおける産業・貿易構造の高度化を妨げているものは、相互依存関係の立ち遅れだけではない。技術革新及び技術開発の停滞も大きな障害になっている。例えば、中国、ソ連、北朝鮮などの諸国をみると、いずれ

の場合にも、技術革新・開発が停滞している。こうした停滞を打破するためには、この面での先進国である日本と韓国からの技術移転、とくに、直接投資を通じた技術移転が重要である。

4. 第四の課題はインフラ・ストラクチャーの整備である。域内の相互依存を発展させるためには、情報・通信分野や交通・運輸部門を中心にインフラ整備をはからなければならない。たとえば、ソ連、北朝鮮、中國の国境地帯にある図們江の共同開発は、日本海沿岸地域諸国の経済開発にたいして大いに貢献するものと考えられる。だが、インフラ整備の際には、産業基盤だけなく生活基盤をも重視しなければならない。

この地域の生活環境の立ち遅れは著しく改善が必要だからである。

A 日本の課題

(a) 意義

1. 第一に東アジアの経済発展は、東アジア及びアジア・太平洋地域の経済発展をリードする可能性を持っている。北東アジアがその経済力を有効に生かし、さらにその潜在能力を発揮することができるならば、東アジアの経済発展を一層促進し、アジア・太平洋地域における国際分業関係を、アメリカ主導の「トライアングル」関係から東アジア主導のものへと転換することも可能となるであろう。そのカギを握っているのが、貿易、投資、資金、技術など、相互依存関係を形成する上で最も重要な要素を、

ギー化及び代替エネルギー開発の面で進んだ経験と技術を持つ日本の貢献が期待されている。また、環境保全・資源保護の面では、例えば中国の酸性雨問題、シベリア地域の永久凍土の溶解問題、さらには日本海の海洋資源保護などの問題を解決するための協力が必要であろう。

ほとんどすべて掌中にしている日本である。

従つて、貿易、投資、技術移転、技術協力、さらに円の国際化などを通じて日本がリーダーシップを発揮すれば、北東アジアをアジア・太平洋地域の発展の核にすることも可能なのである。

2. 第二に、北東アジア地域協力はこの地域における信頼醸成と緊張緩和を促進する。

この地域における冷戦構造終結と相互依存関係形成は、相互に不可欠の条件であることを見逃してはならない。最近の南北朝鮮の対話の動きに見られるように、北東アジアでも冷戦構造は確実に溶解はじめていながら、国際分業の促進はそれを一層推進する役割を果たすと考えられる。日本が国際分業関係の促進のために協力することは、こうした観点からも必要である。さらに、日本の協力に当たっては、地理的な観点、経済発展上の理由、さらには安全保障上の見地からも北東アジアがアジア・太平洋地域において戦略的地位を占めていることを重視すべきである。

3. 最後に、北東アジア協力は、日本の国際関係の転換を可能にする。東アジア諸国同様、日本も域内相互依存関係を強めるなかで対米依存度を低下させているが、それでも日本の輸出の三割はアメリカ向けである。現在、アメリカ経済は景気後退の様相を深

めており、中長期的にも衰退化は免れえないとと思われる所以、その市場提供機能はいつそう低下すると想定しておかなければならぬ。従つて、日本も他の東アジア諸国と同様に、対米依存度をさらに低下させる必要があろう。こうした点からも、北東アジア諸国との分業関係を深めることは、日本本の国際経済関係を多角化・多元化させ、対米依存型の国際経済関係、ひいては日本の国際関係そのものの転換を可能にする。

(b) 問題点

北東アジア協力は以上に述べたような意義を持つているが、反面、懸念される側面もある。それは「円経済圏」形成を通じた「一大東亜共栄圏」復活への懸念である。日本は自らの貿易構造を高付加価値化させることによって、東アジアの産業・貿易構造の高度化をリードしているが、それが直接投資による進出企業の産業内分業、あるいは企業内分業によって行われる場合には、日本の進出企業による資本・技術・資金系列が形成される危険性がある。こうした経済的な系列関係の形成が、政治的な従属関係を生むのではないかという懸念を払拭するためにも、地域協力形成の前提として、日本が第二次世界大戦の戦争責任を明確に認識し、過去の清算をするとともに、具体的な協力事業がこのような日本の意図から

外れることのないよう、適切なチェック・システムをつくる必要がある。

B 協力政策の課題

日本の協力政策は、(a) 分野別協力政策 (b) 北東アジア地域全体に係る協力政策 (c) 日本における地域自治体レベルでの協力政策 ODA政策、などからなっている。

(a) 分野別協力政策

1. 第一是国際分業協力である。日本の協力はアジアの国際分業協力にとって必要不可欠であり、次の四点に留意すべきであろう。まず第一に市場提供機能の発揮が必要である。日本の北東アジア諸国、とくに中国、ソ連、北朝鮮など社会主義国からの輸入は著しく低い。従つて、これらの諸国からの輸入拡大が強くもとめられる。二つ目には、直接投資の拡大が必要である。日本の直接投資が東アジアの産業・貿易構造の高度化にたいして果たしている役割は大きいが、北東アジアに向けての直接投資の流れは、他のアジア諸国に比べて微々たるものである。

三つ目は、技術移転の促進である。北東アジア地域における産業・貿易構造の高度化を妨げているのが、技術革新・開発の停滞である。従つて、北東アジアに対する日本の技術移転が求められている。最後に、

「計画的国際分業協力」が必要である。日本は、協力の効果を高めるために、日本の直接投資、技術移転を通じた相手国への開発・工業化協力を、日本のODA資金供与と開発輸入にリンクさせるという「計画的国際分業協力」(New Aid Plan)をASEAN諸国を中心すでに実施している。こうした分業方式を中国、北朝鮮、シベリア・極東地域に対しても適用すべきであろう。

2. 第二は雇用・労働力対策である。雇用機会の拡大は基本的には相手国の工業化に対する協力、とくに直接投資によって行うべきである。しかし、北東アジア、とくに中國北朝鮮の労働力流出圧力は今後強まるものとみられる。日本としても、国際分業協力を通じた協力だけでは不十分であり、清算現場を中心とする単純労働者の受け入れ問題にたいしても、弾力的に対応することが必要であろう。

3. このほか、インフラ整備、社会政策面の協力、エネルギー協力、環境保全協力などが求められている。

(b) 北東アジア地域全体としての協力政策 「北東アジア総合開発計画」の作成が必要であるが、それに関連して、①アメリカはじめ

め域外の出資も求めた「北東アジア開発銀行」(仮称)の設立など、開発金融システム②技術移転・開発システム③エネルギー政策・環境保全システム④人材養成・教育システム⑤シンクタンク機能、なども必要と考えられるので、その具体化を図る必要がある。

(c) 日本の地域レベルにおける協力構想 北東アジア地域の社会体制の違いを超えた協力は、地域からの協力という面が重要であり、基盤として「経済圏」を重視しなければならない。東アジア地域では既に、①香港と中国・広州地方との経済交流を中心として形成された「華南経済圏」②台湾と中国・福建省との経済交流の活発化によって形成された「海峡経済圏」、などがあり、日本でも関係自治体を中心、「北方経済圏」「東シナ海・黄海経済圏」「環日本海経済圏」の三つの構想が提起されている。

1. 北海道の自治体を中心に、主にサハリン、極東、シベリア地域との協力を目指す「北方経済圏構想」が提唱されている。この構想との関連では、サハリン沖の海底油田、天然ガス、水産物をはじめとする資源の共同開発事業が最も有望とみられ、こうした事業が発展する中で、シベリア・サハリン地区での経済特区設置、日韓による直接投資の推進といった展開を構想することが求められている。

(d) ODA政策の転換と活用 すでに述べたように、北東アジアにおける「計画的国際分業協力」の一環として、ODAを積極的に活用することが必要である。その際次のようにODA政策を転換することが求められている。

1. 生活基盤整備と援助基盤の拡大。
 2. 環境保全対策の強化。
 3. ODAの制度的枠組みの転換。
 4. NGO（非政府援助組織）の積極的活用
- C. 国内政策の課題
- 以上の協力政策は、当然国内にたいしても影響を与えることになる。従つて、以下のような国内政策の検討が必要となる。
1. 第一に、産業構造調整政策が必要となる。国際分業協力は国内産業及び地域にたいして一定の影響を及ぼすことが考えられるので、こうした分野の調整をスムースに行うためである。とくに、北東アジア諸国との「計画的国際分業」は、計画的な国内調整と対応させることが望ましい。
 2. 第二に、外国人労働者の受け入れを弾力化させることと対応し、国内体制の整備・確立が必要である。
 3. 第三に、地域レベルでの国際分業を促進するために、①地域の国際化に対応するため、行財政の地方分権化をいっそう図ること②「フリー・トレード・ゾーン」設置のために、税関政策への自治体の関与③地域レベルでのインフラ整備協力を可能とするために、交通・運輸ネットワークの分散化及び情報化社会における情報の中央集中排除、均等利用システムの実現を図

ること、の三点が必要である。これらの政策はとくに環日本海圏協力や北方経済圏協力、東シナ海経済圏協力をめざす日本海沿岸地域や北海道、九州などでの地域政策の展開のなかで、まず実行に移される必要があろう。またそれは、地域開発政策における新たな国土軸形成につながることにも留意しておく必要がある。

D. アジア・太平洋地域の発展と平和をめざして

北東アジア地域協力はいわゆる「地域主義」（ロック主義）とは無関係である。われわれが目標とするのは、「北東アジア地域協力（Association of North Asian Countries

一九九一・四・一一

日ソ関係をめぐる今日の情勢と

今後の日ソ政策の課題

日本社会党・日ソ間の政策に関するプロジェクト

日ソ関係は新時代を迎えるとしている。ソ連のペレストロイカと新思考外交は戦後の冷戦構造を崩し、欧州では「共通の家」構想

認識

... ASEAN) であって「共同体」(Community) ではない。その目的とするところは、

「いまは、東アジアにおけるむづくの「協力体」である「東南アジア諸国連合」(ASEAN、今後インドシナ諸国も加えて拡大 ASEANに発展する可能性が高い」と提携する)によって東アジアにおける協力と開発を促進することにあり、もう一つは、北米諸国（アメリカ、カナダ）とオセアニア諸国（オーストラリア、ニュージーランド）との提携を強めることによって、APEC（アジア太平洋経済社会委員会）の強化などを通じたアジア・太平洋地域の地域協力を促進しこの地域の発展と平和に貢献することにある。

など、対話と協調、相互依存の時代を迎えて

いる。アジア、とりわけ北東アジアは歴史上

も地政学上も歐州と異なるとはいえ、タイム

ラグはあっても平和と協力の輪が広がる条件

を生み出しつつある。「ベルリンの壁」の崩

壊後世界は不幸な湾岸戦争を経験したが、ボ

スト湾岸戦争の世界が必要としているものは、

諸国家の相互利益追求を基礎とした国連中心

の新国際秩序である。その際、世界の主要国

間で唯一懸案事項となっているわが国とソ連

との関係改善と、グローバル・パートナーシ

ップの精神による協力は、アジアと世界の平

和と安定に大きく寄与することとなる。

この間の日ソ関係は領土問題が障害となり、「解消済み」とするソ連のかたくなな態度と、「政經不可分」を原則とする歴代自民党政府の政策によって進展が見られなかつた。しかし、ポスト冷戦の新しい流れに伴い、ようやく事態は本格的な日ソ関係の構築へ向けて動こうとしている。

ソ連は今、市場移行の過程で深刻な問題に直面し、ペレストロイカの動向が懸念される状況となつてゐる。ソ連の連邦制度をめぐる国民投票は、過半数の支持を得たもののバルト三国等のボイコットなど、未だに連邦制度・民族問題は火種を抱えている。経済問題では、価格改革、国営企業の独算性、所有制度、過剰流動性と財政赤字、連邦と共和国間の権

限問題など、國家による中央計画経済から市場経済への移行過程での困難な局面を迎えて

いる。政治的にもグラスノスチの後退、複数

政党制移行の遅れ、軍部の台頭など、保守化

の傾向が指摘される。万ペレストロイカが失敗しソ連の国内が大混乱に陥ることにでも

なれば、中東問題と比較して勝るとも劣らぬ影響を世界に及ぼすことは必至であり、とりわけ隣国であるわが国としては、対岸の火災視することはできない。

ソ連は依然政治的、経済的、文化的な面で潜在的に巨大な力を秘めている。経済的な面に限つても、先進諸国の経済協力によって市場経済へのソフトランディングが可能となれば、それは一人ソ連国民の利益だけではなく、貿易の拡大などわが国を初めアジア諸国との相互利益を生み出すこととなる。ソ連の安定にどう寄与するかは、「世界と共に生きる」日本自身のアジアと世界に対する戦略的課題である。われわれは、ソ連のペレストロイカの成功のために、ソ連が抱える課題は何か、わが国がその打開のためにいかなる協力が可能なかを冷静に分析し、その上にたつて中長期的かつ積極的な対応が求められている。

そして、政府間、政党間だけでなく、自治体、市民レベル等での交流をすすめる対ソ国民外交を推進すべきである。

二、わが党の日ソ政策の四つの重点

1. 平和条約を締結し、日ソ新時代を

(1) 今や懸案打開のとき

平和条約締結で本格的な両国関係を発展させることは、現在の日ソ両国にとって、ア

ジアと世界にとっても必要であり、重要さを増している。領土問題を解決して、両国関係

の新段階をつくるために今が決断のチャンスである。戦後四五年にわたる日ソの冬の時代から新時代の春への転換のために平和条約を締結する。

(2) 四島返還合意・現実的に解決

今までの社会党の全千島返還論は、歴史的

にみても条約論としても正当な内容であった

と考える。しかし今、日ソ両国関係からみて

も、アジア的視点からみても今日的に解決す

べきであり、現実の政治判断を必要とする段階となつた。国民世論もそれを望んでいる

と思う。わが党は、日本国民が合意できる案と

しての四党返還の原則確認の明確化を求めて

領土問題の解決を図る。その上に立つて平和

条約を締結して国境を確定し、早急にその実

現に向け解決がなされるべきである。

(3) 平和共生の地域に

日ソ関係の新段階を、アジア・太平洋地域の軍縮・平和と安定に貢献するものにすべき

である。そのために四党の「非軍事化宣言」を行ひ、相互に自由交流、共同開発などを開始する。こうした作業はアジアの新時代につながり、世界的に大きな意義をもつものとなる。

(4) 抑留者問題について

第二次大戦後の日本人のソ連抑留について、戦後シベリアなどソ連各地に抑留された元日本軍将兵、民間人は約六〇万人といわれているが、人数、死亡者の数も日ソ間で食い違つており、死亡者名簿や埋葬場所のすべてが日本に通報されていない。今、日ソ間の事務レベルでこの問題についての協議も行われておりますが、一部死亡者名簿が日本側に渡されているが、未だ全容は明らかではない。ソ連側が未帰還者、死亡者、埋葬墓地等の調査の上、日本側に通知しその全容を明らかにすべきである。

元軍人については、国際法に基づく捕虜であつたことを明確にし、名誉回復を図り、すべての墓地に墓参ができるようにするなど、抑留者問題の全面的な解決を図る。

2. 新国際秩序のための日ソ

グローバル・パートナーシップ

- (1) 日ソ・グローバル・パートナーシップ 湾岸戦争の終了を受け、アメリカは自国の

国際責務を協調した「新世界秩序」の形成に動きはじめているが、ポスト湾岸戦争の世界で最も必要とされているのは、諸国家の相互利益の共同追求を基本にした国連中心の新国際秩序であるべきである。そのため、新思考外交を掲げるソ連と平和憲法を持つ日本とがグローバル・パートナーシップの精神で協力し合うべきである。

(2) 国連改革の共同イニシアチブ

日ソ・グローバル・パートナーシップの一課題は、国連改革である。湾岸戦争において国連は主導的役割を演じ新時代における国連の方向に示したが、同時に武力による問題解決に踏み切るなど問題を残した。国連結成後、四十余年が経過した今日、二一世紀を見据えてポスト冷戦の世界において主要な役割を果たすことのできる国連へ脱皮するための改革、つまり「国連のペレストロイカ」が求められている。そのため、(1)国際紛争の事前防止のために国連事務総長の調停権限を強化し、紛争発生前に国連調査團を派遣できる態勢を整える。(2)平和維持活動の対象範囲を拡大するとともに、その財政基盤を確立するための基金を設置する。(3)安保理常任理事会の拒否権の再検討、安全保障に直結する環境問題の安保理での討議など、安保理の構成、撤廃する。(5)国連改革について国連結成時に

匹敵する国際会議を開催する――などの項目について日ソ両国がイニシアチブを發揮する。

(3) 湾岸戦争の戦後処理と中東の平和保障

湾岸戦争の処理と中東の平和保障については、当事国の自発性はもちろんであるが、同時に国連のイニシアチブが最大限に尊重されなければならない。したがって、正式停戦後の兵力引き離し、停戦監視等については国連平和維持活動が中心になるべきであり、その決定権を握っている安保理事会、とくにソ連など常任理事国がその実現に向け努力すべきである。また、中東問題の根本的解決のためには、パレスチナ問題をはじめとするアラブ・イスラエル問題の解決が必要であり、そのためにはいままでの国連決議に基づき安保理事会が当事国・団体を含めた国際会議を招集しなければならない。この点においても、ソ連の役割は重要である。

(4) 核軍縮の促進と武器輸出の促進

米ソ両国は、足踏み状態にあるSTART（戦略兵器削減交渉）を早急にまとめるとともに、核実験の全面禁止、化学兵器の全廃に向か具体的行動を急ぐべきである。また武器輸出の制限と禁止も緊急の課題である。冷戦の終焉を受けて兵器の投げ売りの危険性が高まり、湾岸戦争の結果、軍需産業の再生が指摘されている中にあって、国連を中心にして武器貿易情報交換制度の確立などから始め段

階的に武器貿易の制限・禁止を実現していくべきである。この点で武器輸出三原則により武器貿易に手を汚していない日本と新思考外交を追求しているソ連とが共同行動を起こすべきである。

(5) 日ソ「平和の配当」構想

軍需産業の民需転換（コンバージョン）に関する、日ソ間の協力が必要である。ソ連ではコンバージョンの試みがなされているが、うまくいっているとは言い難い。ソ連の民需転換の成否は日ソ関係の将来のみならず世界の平和に直結すべき問題であり、民需経済によって今日の繁栄を築き上げた日本こそ積極的支援を行うべきである。ソ連のコンバージョンを全面的に支援するために、日本は調査団の派遣、共同研究・技術支援などからなる「『平和の配当』構想」（PDI=Peace Dividends Initiative）を打ち出す必要がある。

3. アジアの平和と繁栄のための共同イニシアチブ

(1) アジア安保協力会議の設置

ヨーロッパに統いてアジアに地域的デタンクトを確立するため、日ソ両国が共同のイニシアチブをとるべきである。長期目標をCICA（アジア安保協力会議）の設置に置きつづり、環日本海、北東アジア、北西太平洋、東アジアでの多層的な地域共同体の形成を図る。

(2) 環日本海協力の推進

日本、極東シベリア、南北朝鮮、中国との間で、①通信・交通網の整備。②自由貿易地域の創設。③観光開発、資源保護の相互協力。④工業、農業、水産業の分野での各種プロジェクトの推進。⑤未利用資源の共同調査・開発などを推し進めながら、域内諸国間で経済的相互依存関係を深めていくべきである。

(3) 北東アジアにおける平和協力

北東アジア地域においては、まず、朝鮮半島の平和と安全に取り組む必要がある。この問題については、当面は南北朝鮮の当事者間の交渉を見守りつつ、しかるべき段階で南北

朝鮮、日本、ソ連、中国、アメリカの六ヵ国で構成される多国間協議の場を設ける。

(4) 北西太平洋における軍縮の促進

北西太平洋、日本海、黄海、オホーツク海などの海域における核軍縮ならびに海洋CBM＝信頼醸成措置について、米ソをはじめとする関係諸国が協議を始め、具体的な措置を積み上げていくべきである。また、欧州軍縮の結果、ソ連の陸上兵力がアジア地域に再展開されないように関係国との間で協議・合意することが必要である。

4. ソ連の新しい経済・社会に貢献する日ソ関係

日本、極東シベリア、南北朝鮮、中国との間で、①通信・交通網の整備。②自由貿易地域の創設。③観光開発、資源保護の相互協力。④工業、農業、水産業の分野での各種プロジェクトの推進。⑤未利用資源の共同調査・開発などを推し進めながら、域内諸国間で経済的相互依存関係を深めていくべきである。特にシベリア・極東地域を重視した中長期的な視点で壮大な協力関係をめざすべきである。この上にたって、次のような新たな協力を推進する。

(1) ソ連の経済改革、市場経済移行のための支援・協力

市場経済移行に伴うソ連経済の混乱は、市場経済へのシステム・テクノロジーの欠陥にある。したがって、中長期的視野で市場経済の基盤づくりを重視してすすめる。

① 経営・管理などのノウハウの援助とそのための実務者、研究者等の人的交流の拡大
② 財政・金融、株式制度などのシステム・メカニズムに対する協力
③ 移行計画が軌道に乗るまでの輸銀など緊急資金協力
④ 小売り、流通の分野での技術移転と直接投資の拡大
⑤ 運輸・通信などのインフラ整備に対する

日ソ間の政治関係が極めて厳しい状態にあつたときも、日ソの経済・貿易関係は、断絶することなく継続してきた。両国の経済関係の強化、貿易の拡大こそ、今後も変わることのない日ソ関係の基盤である。日ソの経済・貿易関係は、一方的なものではなく、相互補完的、相互利益的なものであって、経済協力もその原則から出発すべきである。特にシベリア・極東地域を重視した中長期的な視点で壮大な協力関係をめざすべきである。この上にたって、次のような新たな協力を推進する。

(1) ソ連の経済改革、市場経済移行のための支援・協力

市場経済移行に伴うソ連経済の混乱は、市場経済へのシステム・テクノロジーの欠陥にある。したがって、中長期的視野で市場経済の基盤づくりを重視してすすめる。

① 経営・管理などのノウハウの援助とそのための実務者、研究者等の人的交流の拡大

② 財政・金融、株式制度などのシステム・メカニズムに対する協力

③ 移行計画が軌道に乗るまでの輸銀など緊急資金協力

④ 小売り、流通の分野での技術移転と直接投資の拡大

⑤ 運輸・通信などのインフラ整備に対する

協力

- (6) 市場経済のための法律整備に関する協力
- (2) 経済・貿易関係発展のための施策の推進
わが国の貿易に占める対ソ貿易のシェアは一・一四%（一九九〇年）に過ぎず、経済関係を飛躍的に高めようとするならば、次のような開発協力・資金援助が必要とされる。
- ① 対日輸入代金の未払い分に対する特別融資
- ② LNG、原油の共同開発の推進
- ③ 民間企業への輸銀などの信用保証の拡大
- ④ 自動車、カラーテレビ、パソコンなどの家電等消費財の現地生産と技術移転
- ⑤ 見本市などの相互開催
- ⑥ 極東地域の観光開発への協力と交流の促進
- ⑦ ココムの緩和・撤廃
- ⑧ 日ソ共同での漁業資源の保護と漁業の振興
- ⑨ 各種、各地域の航路・航空路の新設・整備
- ⑩ その他日ソ間で協議されている経済協力プロジェクトの推進
- (3) 科学技術、学術・文化協力
ソ連は基礎研究の面で多くの成果を上げているが、国民生活向上のための実用に十分生かされていない。他方、日本は加工組み立て、技術改良にすぐれており、日ソの相互協力は、

両国の科学技術・産業の新しい発展に大きく貢献できる可能性をもっている。そのため、

学者・研究者の交流 共同研究、ソ連の大学

生の長期留学（国立大学）、日本語、ロシア語の教育・研修の拡充など、科学技術や学術

面での協力関係を広げる。同時に、ペレストロイカに対する技術的支援・原子的平和利用

についての協力、チエルノブイリ原発事故に関する協力（以上三件は、ゴルバチョフ大統領訪日の際、協定書署名の予定）などの協力をすすめる。

また、ソ連の経済改革、産業活性化にあたっては、自然環境保護の視点が重視されるべきです。自然環境保護の視点が重視されるべきです。

きである。そのため公害防止対策では先進国となっている日本の技術協力を積極的に推進する必要がある。

更に、民間の努力ですすめられてきた文化交流は、一九八八年から日ソ政府間の実施計画で行われることとなり、歌舞伎のモスクワ公演、モスクワ芸術座の東京公演、また日ソ合作の「オーロラの下で」の製作等が行われてきたが、日ソ両国民の相互理解を深めるためにも、一層幅広い分野での文化交流が必要であり、そのための「日ソ交流基金」を設置する。

日ソ首脳会談の結果について

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、わが党は、ゴルバチョフ大統領の初来日が日ソ両国民を長く隔ててきた対立と不信の過去と訣別し、協力と信頼の未来を切り開いていく歴史的な機会となることに強い期待を抱いてきた。今回、日ソ両首脳がハ

ボマイ、シコタン、エトロフ、クナシリ四党を対象とする領土問題の存在を明記した共同声明に署名し、一五に及ぶ各種協定に調印したことは、そうした国民的願望に応えたものであり、同時に日ソ関係に新しい

ページを記すものとなつた。わが党は今度の首脳会談の成功を心から歓迎するとともに、引き続き両首脳が日ソ間の懸案解決とアジア太平洋の平和保障のために誠実に交渉を継続していくことを要望する。

一、日ソ両政府が、共同声明において北方領土問題の存在を確認し合い、一九五六年以来のすべての肯定的要素の活用について同意したこと、領土問題の解決を図るうえで「一步前進」であり、わが党はこの声明を積極的に評価する。しかし、ゴルバチヨフ大統領が、日ソ両政府が公式に調印した共同宣言の再確認を回避したことは残念であり、ソ連政府が平和条約交渉の「出発点」として同宣言を明確に確認することを要請する。また、わが党は北方領土への査証なしの訪問、互恵的な共同経済活動、ソ連軍事力の削減といったソ連側の提案を前向きに受け止めるとともに、今後、日ソ両政府が北方領土を平和と共生の地域にする立場から四島の返還以前にも非軍事化、自由往来、環境保護、開発などの面で共同の取り組みを進めるなどを改めて要求する。

一、ゴルバチヨフ大統領は首脳会談、ならびに国会演説でアジア太平洋地域における安全保障について、日米中ソ、インドによる五か国協議、日米ソ三か国協議、環日本海安保協力会議など提案を行つたが、日本政

府は否定的な態度をとつた。わが党はアジア太平洋の軍縮は海洋戦力だけでなく陸上兵力も含めて実行されるべきであり、そうした全般的軍縮と信頼醸成措置の実現のために日本政府はアメリカと協力してソ連提案に応えていくべきである、と考える。

一、わが党はゴルバチヨフ大統領の「平和な新しい世界秩序をつくることができるかどうかは、多くの点でペレストロイカの成否にかかっている」（国会演説）との認識を共有するものであり、したがつてソ連の経済改革を支援することは日本の国益にもかなうことである、と考える。日ソの全般的交流の拡大の中で領土問題を解決する観点から、日本政府は今回調印された文書に盛られた経済協力プログラムをただちに実行に移すとともに、さらに大規模な経済協力の実施を検討すべきである。

一、わが党は、今回ゴルバチヨフ大統領が訪日にあたつてハバロフスクの日本人墓地を訪れ献花し、また宮中晩餐会でシベリア抑留者に「同情」の意を表明したことを、ソ連が過去の過ちを初めて率直に表明したもののとして評価する。しかし、日ソ関係を新しい軌道に乗せていくためには、シベリア抑留者問題だけでなく日本によるシベリア出兵を含めて日ソの歴史全体について善隣友好と共生の観点で見直し、両国民が共通の認識を形成していかなければならない。

一、今回のゴルバチヨフ来日によつて切り開かれた日ソの新しい関係を継続的に拡大していくためには、国民的なバックアップが不可欠である。わが党は対ソ国民外交の立場に立つて北方領土問題の解決とアジア太平洋の平和を強化していくために独自の役割を果していくとともに、必要であれば政府との協力を惜しまない決意である。



資

料



一九九一・四・五

日米首脳会談について

日本社会党国際局長

井上一成

一、今回の首脳会談は、湾岸危機への対処をめぐって日米両国の間に生じているきしみを是正し、グローバル・パートナーシップを再確認するため開かれた。わが党は日米関係における日本の立場を鮮明にする機会として今回の会談に重大な関心をもっていたが、海部首相はアメリカのリーダーシップを一方的に評価し支持するだけに終わった。日本政府がこのような姿勢を続けるかぎり、眞のグローバル・パートナーシップの確立を望むことはできないし、日米の友好関係の発展も期待できない。

一九九一・四・一

一九九一年度政府予算案の成立に当たつて（談話）

日本社会党参議院国対委員長

浜本万三

一、湾岸問題に関して、海部首相はアメリカの軍事活動を支援するために九〇億ドルを提供したことを強調し、ブッシュ大統領は日本の財政支援に感謝の意を表明したが、湾岸戦争後の経済復興、人道援助、地域安保などの問題については、クルド族への支援を除いてはなんら具体的な合意がみられなかつたことは残念である。日本政府は、「戦争への支出」でなく「平和への支出」を大胆に行うためにこそ、アメリカと協力しあう必要がある。

一、首脳会談ではコメ問題が取り上げられたが、わが党はこの問題は



二国間で協議すべきでなく、ウルグアイ・ラウンドにおいて解決が図られるべきであると考える。日本政府は今後とも、食糧安保、基礎的食糧の自給率の向上の立場から、コメをはじめとした農産物の輸入自由化問題について各国の同意を求めていくべきである。

一、わが党は、日米関係はかけがえのない二国間関係であり、その強化と発展に最大限の努力を払わなければならず、また軍縮、開発、環境、人権など地球規模の諸問題に対し共同行動をとることでのきる本当の意味での日米「グローバル・パートナーシップ」の確立をめざすべきである、と考える。そのために、わが党は日米両国民が政府、民間を問わず地球規模の諸問題の解決をめざし広範な協力関係を築いていくことに努力したい。

一九九一・四・一

一九九一年度政府予算案の

一、本日、一九九一年度政府予算案は、参議院で否決され、両院協議会においても合意に至らず、予算に関する衆議院議決の優位によつて成立了。しかし政府予算案は、相変わらず、「産業・軍備重視、生活軽視」の予算案であり、わが党が主張した「軍縮・福祉・公正

・分権」の予算から遠く乖離している。生活重視のかけ声とは逆にその内容に乏しく、激変する国際情勢への適切な対応をも怠った予算案が成立に至つたことは、誠に遺憾である。

一、今回、予算審議は、湾岸戦争という事態に直面するなかで行われ、それに対するわが国の対応をめぐって活発な論議が展開されてきた。

わが党は、戦争の即時停戦、平和解決のために最大限の努力を払うよう強く求めたにもかかわらず、政府・自民党はそれを無視し、戦争に加担する戦費負担や自衛隊の海外派遣に躍起となり、憲法の形骸化を推し進めようとした。こうした態度は強く指弾されなければならない。わが党は、政府・自民党に対し、自衛隊の海外派遣・派兵を画策することをやめ、中東の平和と復興、難民対策等のために緊急の援助、試作の実施に全力で取り組むよう強く求める。

一、政府予算案は、社会保障など生活関連の予算が十分に確保されておらず、施策の内容にも欠陥がある。公共事業関連予算については、生活関連枠が設定されたものの、全体として見れば硬直的な予算配分が継続されている。また、住環境の整備、拡充のための土地・住宅対策は極めて不十分である。政府は、高齢化対策を唱えるだけでなく、年金・医療の拡充を計画的に進め、とりわけ介護に係るマンパワーの確保、待遇の抜本的改善など看護婦の確保策等に積極的に取り組むべきである。

一、防衛費は多国籍軍支援九〇億ドルの財源対策として、来年度予算で一〇億円程度減額され、今後五年で千億円余りの減額がなされることになった。三年経過後の中期防衛力整備計画の見直し時に今回の減額措置を反映するとのことであるが、世界的軍縮の流れに対応して軍縮計画を策定し、中期防の総額の変更、装備調達計画などの圧縮に直ちに着手すべきである。

一、わが党は、今後とも国会での法案審議等を通じ、高齢化対策など福祉施策の充実、実効ある育児休業法の早期制定、土地・住宅対策の拡充、生活重視の社会資本整備の推進、農林漁業の再建、教育文化の振興、物価・消費者対策の強化、消費税の緊急是正の早期実施などの実現に向け全力で取り組む決意である。

一九九一・三

総合保養地域整備法の一部を改正する法律案要綱

(三月二二八日、衆院建設委員会付託) 日本社会党提出

第一 目的の改正

法律の目的として、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を自然環境の保全に配意しつつ促進する措置を講ずることとする。

(第一条関係)

特定施設であるスポーツ又はレクリエーション施設からゴルフ場を除くものとすること。

第二 定義の改正

(第二条関係)

第三 基本方針に係る規定の改正

一、主務大臣に環境庁長官を加えるものとすること。
二、基本方針においては、重点整備地区の設定に関する事項につき、自然公園法による国立公園及び国定公園の区域並びに自然環境保全法による厚生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の区域のほか、その自然環境がこれらの区域における自然環境に相当する

程度を維持していいる地域を重点整備地区として設定することができない地域として定めなければならないものとすること。

(第四条関係)

第四 環境影響評価指針

- 一 環境庁長官は、基本構想の実施が環境に及ぼす影響について都道府県が行う調査、予測及び評価（以下「環境影響評価」という。）の指針となるべきもの（以下「環境影響評価指針」という。）を定めなければならないものとすること。
- 二 環境庁長官は環境影響評価指針を定めようとするときは、主務大臣（環境庁長官を除く。第七の三において同じ。）その他関係行政機関の長に協議しなければならないものとすること。
- 三 環境庁長官は、環境影響評価指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとすること。

(第四条の二関係)

第五 基本構想の承認の手続、要件等の改正

- 一 都道府県は、基本構想の承認を申請するに当たり、第七の二の承認を受けた第六の四の評価書（三において「承認評価書」という。）を添えるものとすること。
- 二 基本構想において定める事項に、基本構想の実施後において行うその実施が環境に及ぼす影響の調査及び評価に関する事項を加えるものとすること。
- 三 基本構想の承認の要件に承認評価書を踏まえて環境の保全について適正な配置がなされたものであることを加えるものとすること。

(第五条関係)

第六 評価書の承認

- 一 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、環境影響評価指針に基づき環境影響評価を行い、その結果を記載した環境影

響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならないものとすること。

二 都道府県は、基本構想の案及び準備書を作成したときは、その旨を広告し、当該基本構想の案及び準備書の写しを、当該広告の

日から一月間公衆の縦覧に供しなければならないものとすること。
三 二の広告があったときは、基本構想の実施が環境に影響を及ぼすと予測される地域をその区域に含む市町村の住民、環境の保全を目的とする団体その他基本構想の実施に関し環境の保全について意見を有する者（六において「関係住民等」という。）は、二の縦覧期間及びその満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、都道府県に意見書を提出することができるものとすること。

四 都道府県は、三の意見書について検討を加えた後、環境影響評価の結果及び当該意見書の処理の結果を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならないものとすること。

五 都道府県は、評価書を作成したときは、その旨を広告し、当該評価書の写しを、当該広告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならないものとすること。

六 都道府県は、準備書及び評価書を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならないものとするとともに、必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすること。

(第五条の二関係)

- 一 都道府県は、評価書に第六の三の意見書を添えて、環境庁長官の承認を申請するものとすること。
- 二 環境庁長官は、評価書が環境影響評価指針に適合するものであ

ると認めるときは、その承認をするものとすること。

三 環境庁長官は、二の承認をしたときは、その旨を主務大臣に通知すること。

四 都道府県は、評価書が二の承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとすること。

第五条の三関係

第八 基本構想の変更における環境影響評価 都道府県は、承認基本構想を変更しようとするときは、第六及び第七によるものとすること。

(第六条関係)

第九 農地法等による処分についての配慮に係る規定等の削除 農地等による処分についての配慮に係る規定及び国有林野の活用等に係る規定を削るものとすること。

(第十四条及び第十五条関係)

第十 その他

所要の改正を行うものとすること。

第十一条 施行期日その他

一 この法律は、交付の日から起算して一月を経過した日から施行するものとすること。

二 経過措置

この法律の施行の日前にこの法律による改正前の総合保養地域整備法による承認を受けた承認基本構想において定められた重点整備地区の区域内において、当該承認基本構想において特定民間施設として定められたゴルフ場は、この法律による改正後の総合保養地域整備法の特定民間施設とみなして、租税特別措置法の特定余暇利用施設の特別償却に係る規定、地方税法の特別土地保有税の非課税に係る規定並びに事業所税の非課税に係る規定及び事業所税の課税標準の特例に係る規定並びに総合保養地域整備法の

地方税の不均一課税に伴う措置に係る規定を適用するものとすること。

三 環境庁設置法の一部改正

環境庁の所掌事務及び権限に総合保養地域整備法の施行に関する事務で所掌に属するものを処理することを加えるものとすること。



総合保養地域整備法改正案新旧対照表

平成三年二月一三日

| | 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|---------------------------------|
| (目的) | | |
| 第一条 この法律は、良好な自然条件を有する土地を含む相当規模の地域である等の要件を備えた地域について、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用に重点を置き、自然環境の保全に配慮しつつ促進する措置を講ずることにより、ゆとりのある国民生活のための利便の増進並びに当該地域及びその周辺の地域の振興を図り、もって国民の福祉の向上並びに国土及び国民経済の均衡ある発展に寄与することを目的とする。 | 第一条 この法律は、良好な自然条件を有する土地を含む相当規模の地域である等の要件を備えた地域について、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用に重点を置きつつ促進する措置を講ずることにより、ゆとりのある国民生活のための利便の増進並びに当該地域及びその周辺の地域の振興を図り、もって国民の福祉の向上並びに国土及び国民経済の均衡ある発展に寄与することを目的とする。 | |
| (定義) | | |
| 第二条 この法律において「特定施設」とは次に掲げる施設（政令で定める公共施設であるものを除く。）であつて前条に規定する活動のために必要なものをいう。 一 スポーツ又はレクリエーション施設（ゴルフ場を除く。） 二 ～八（略） | 第二条 この法律において「特定施設」とは次に掲げる施設（政令で定める公共施設であるものを除く。）であつて前条に規定する活動のために必要なものをいう。 一 スポーツ又はレクリエーション施設 二 ～八 同上 | |
| 2 (略) | 2 (略) | 2 (略) |
| (基本方針) | | |
| 第三条（略） | 第三条 同上 | 第三条 同上 |
| (基本方針) | | |
| 第四条 環境庁長官、国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣（以下「主務大臣」という。）は、前条各号に掲 | 第四条 国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣（以下「主務大臣」という。）は、前条各号に掲 | 第四条 国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設 |

前条各号に掲げる要件に該当する地域についての第一条に規定する整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項につき、第五条第一項の基本構想の指針となるべきものを定めるものとする。

一、二（略）

三 特定地域のうち、特定施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区（以下「重点整備地区」という。）の設定に関する事項

四、六（略）

七 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他第一条に規定する整備に際し配慮すべき重点事項

3 基本方針においては、前項第三号に掲げる事項につき、自然環境の保全との調和を図る見地から、自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十一号）による国立公園及び国定公園の区域並びに自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）による原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の区域のほか、その自然環境がこれらの区域における自然環境に相当する程度を維持している地域を重点整備地区として定めなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を作成するに当たっては、あらかじめ、第

一条に規定する整備に関し、スポーツ及び文化の振興並びに社会教育に係る学習活動の推進を図る見地からの文部大臣の意見を聽かなければならぬ。

5 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 | 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、
他 関係行政機関の長に協議しなければならない。

環境庁長官その

3 | 同上

四、六 同上
七 同上

げる要件に該当する地域について第一条に規定する整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項につき、次条第一項の基礎構想の指針となるべきものを定めるものとする。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項につき、次条第一項の基礎構想の指針となるべきものを定めるものとする。

一、二 同上

三 同上

- 6 | 主務大臣は、基本方針を定めたときは、地帶なく、これを公表しなければならない。
- 7 | 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 8 | 第四項から第六項までの規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。
- (環境影響評価指針)
- 第四条の二 環境庁長官は次条第一項の基本構想の実施が環境に及ぼす影響について都道府県が行う調査、予測及び評価（以下「環境影響評価」という。）の指針となるべきもの（以下「環境影響評価評価指針」という。）を定めなければならない。
- 2 | 環境庁長官は、環境影響評価指針を定めようとするときは、主務大臣（環境庁長官を除く。第五条の三項において同じ。）その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 | 環境庁長官は、環境影響評価指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 | 環境庁長官は、情勢の推移により必要が生じたときは、環境影響評価指針を変更するものとする。
- 5 | 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による環境影響評価指針の変更について準用する。
- (基本構想の承認)
- 第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、第一条に規定する整備に関する基本構想（以下「基本構想」という）。を作成し、第五条の三第二項の規定による承認を受けた次条第六項の評価書（第四項第三号において「承認評価書」という。）を添え

5 | 同上

7 | 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

5 | 同上

(基本構想の承認)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、第一条に規定する整備に関する基本構想（以下「基本構想」という）。を作成し、第五条の三第二項の規定による承認を受けた次条第六項の評価書（第四項第三号において「承認評価書」という。）を添え

で、主務大臣の承認を申請することができる。

2 基本構想においては、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一～八 (略)

九 基本構想の実施後において行うその実施が環境に及ぼす影響の調査及び評価に関する事項

3 (略)

4 主務大臣は、基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 (略)

二 第二項第一号から第九号までに掲げる事項にあっては、基本方針に適合するものであること。

三 承認評価書を踏まえて環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

四 その基本構想に係る第一条に規定する整備が当該特定地域及びその周辺の地域に対し適切な経済的効果を及ぼすものであること。

五 その他基本方針に照らして適切なものであること。

5 主務大臣は基本構想につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 (略)

(環境影響評価書の作成等)

第五条の二 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、環境影響評価指針に基づき環境影響評価を行い、その結果を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

2 都道府県は、準備書を作成しようとするときは、関係市町村に協

2 同上

一～八 同上

同上

3 同上

4 主務大臣は、基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 同上

二 第二項第一号から第八号までに掲げる事項にあっては、基本方針に適合するものであること。

三 同上

四 同上

5 主務大臣は基本構想につき前項の規定による承認をしようとするときは、環境庁長官その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 (同上)

議しなければならない。

- 3 | 都道府県は準備書を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等基本構想の実施が環境に影響を及ぼすと予測される地域をその区域に含む市町村の住民、環境の保全を目的とする団体その他基本構想の実施に関し環境の保全について意見を有する者（第五項において「関係住民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 | 都道府県は、基本構想の案及び準備書を作成したときは、総理府令で定めるところにより、その旨を公告し、当該基本構想の案及び準備書の写しを、当該公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 | 前項の規定による公告があつたときは、関係住民等は、同項の縦覧期間及びその満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県に意見書を提出することができる。
- 6 | 都道府県は、前項の規定により提出された意見書について検討を加えた後、環境影響評価の結果及び当該意見書の処理の結果を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならない。
- 7 | 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による評価書の作成について準用する。
- 8 | 都道府県は、評価書を作成したときは、総理府令で定めるところにより、その旨を公告し、当該評価書の写しを、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

（評価書の承認）

- 第五条の三 都道府県は、評価書に前条第五項の規定により提出された意見書を添えて、環境庁長官の承認を申請するものとする。
- 2 | 環境庁長官は、評価書が環境影響評価指針に適合するものである

改 正 案

現 行

と認めるときは、その承認をするものとする。

3 | 環境庁長官は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を主務大臣に通知するものとする。

4 | 都道府県は、評価書が第二項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本構想の変更)

第六条 都道府県は、第五条第四項規定による承認を受けた基本構想を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

2 第五条第二項から第六項まで及び前二条の規定は、前項の場合について準用する。

第七条～第十三条 (略)

(基本構想の変更)

第六条 都道府県は、前条第四項の規定による承認を受けた基本構想を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

第七条～第十三条 同上

(削る)

(農地法等による処分についての配慮)

第十四条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、重点整備地区内の土地を承認基本構想に定める特定民間施設の用に供するため、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該重点整備地区における当該施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(削る)

(国有林野の活用等)

第十五条 国は、承認基本構想の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

2 港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条第一項に規定する都道府県知事を含む。）は、重点整備地区に係る港湾において承認基本構想に定める特定施設の設置の促進が図ら

〈参考資料〉

総合保養地域整備構想一覧

('91.3.31 現在)

国土庁

(基本構想承認済)

| 番号 | 都道府県名 | 構想名 | 特定地域面積(ha) | 対象市町村名 | 重点整備地区 | 主な施設等 | 備考 |
|----|-------|-----------------------|------------|--|-----------------------------|---------------------------------|--------------------|
| 1 | 三重県 | 国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想 | 15万6千 | 明和町、玉城町、小俣町 伊勢市、二見町、鳥羽市等 4市17町2村 | 伊勢・二見地区等 8地区 | ゴルフ場 マリーナ ホテル 芸術村等 | 63.7.9 基本構想承認 |
| 2 | 宮城県 | 宮崎・日南海岸リゾート構想 | 13万3千 | 宮崎市、日南市、串間市等 8市5町 | 国際海滨コンベンションリゾート地区等 6地区 | ゴルフ場 マリーナ 国際会議場 ホテル等 | 63.7.9 基本構想承認 |
| 3 | 福島県 | 会津フレッシュリゾート構想 | 17万8千 | 会津若松市、郡山市、田島町、下郷町等 2市5町1村 | 裏磐梯デコ地区等 9地区 | スキー場 ゴルフ場 マリーナ等 | 63.7.9 基本構想承認 |
| 4 | 兵庫県 | 淡路島リゾート構想 | 6万 | 洲本市、津名町、淡路町等 1市10町 | 海洋スポーツ休養ゾーン等 9地区 | マリーナ 国際会議場 観光農園等 | 63.10.28 基本構想承認 |
| 5 | 栃木県 | 日光・那須リゾートライジング構想 | 17万 | 日光市、今市市、黒磯市等 3市3町1村 | 那須ブレリーリー地区等 8地区 | スキー場 ホテル クアハウス等 | 63.10.28 基本構想承認 |
| 6 | 新潟県 | 雪と緑のふるさとマイ・ライフリゾート新潟 | 16万3千 | 十日町市、川口町、堀之内町等 1市11町2村 | 魚沼丘陵地区等 8地区 | スキー場 ゴルフ場 野外劇場等 | 63.12.7 基本構想承認 |
| 7 | 群馬県 | ぐんまリフレッシュ高原リゾート構想 | 17万5千 | 中之条町、東村、吾妻町等 1市5町6村 | 嬬恋高原スポーツツリゾート等 13地区 | スキー場 アイスアリーナ等 | 63.12.26 基本構想承認 |
| 8 | 埼玉県 | 秩父リゾート地域整備構想 | 9万9千 | 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町等 1市6町4村 | 長尾根地区等 4地区 | 埼玉ミュニクスパーク人工スキー場等 | 元.3.10 基本構想承認 |
| 9 | 秋田県 | 北緯40°シーザナルリゾートあきた構想 | 17万7千 | 鹿角市、森吉町、阿仁町、田沢湖町等 1市4町1村 | 田沢湖畔地区等 9地区 | クアハウス スキー場 ゴルフ場 ホテル等 | 元.3.30 基本構想承認 |
| 10 | 岩手県 | さんりく・リアス・リゾート | 17万3千 | 大船渡市、陸前高田市、往田町、三陸町等 4市3町 | 椿の里(大船渡市、陸前高田市)等 7地区 | マリーナ 水族館 オリンピアホール等 | 元.3.30 基本構想承認 |
| 11 | 千葉県 | 房総リゾート地域整備構想 | 17万8千 | 富津市、君津市、鋸南町、富山村、富浦町、館山市等 9市25町3村 | 富津地区(山と海の国際リゾート)等 11地区 | ゴルフ場 マリーナ ホテル等 | 元.4.18 基本構想承認 |
| 12 | 長崎県 | ナガサキ・エキゾティック・リゾート構想 | 14万5千 | 長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、香焼町等 4市19町 | 針尾・西海橋地区国際級リゾート・エリザ等 7地区 | ハウステンボス、コンドミニアム ホテル等 | 元.4.18 基本構想承認 |
| 13 | 北海道 | 北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想 | 33万4千 | 富良野市、東川町、美瑛町、上富良野町等 1市7町1村 | 旭岳地区等 8地区 | リゾート大学 スキー場 ゴルフ場 観光牧場等 | 元.4.18 基本構想承認 |
| 14 | 広島県 | 瀬戸内中央リゾート構想 | 12万1千 | 佐原市、三原市、尾道市、大崎町、東野町等 6市17町 | 新広島空港地区等 8地区 | マリーナ 海洋ミュージアム 農村公園等 | 元.6.23 基本構想承認 |
| 15 | 福岡県 | 玄海レク・リゾート構想 | 14万3千 | 北九州市、福岡市、飯塚市、大野城市等 6市19町1村 | 糸島コースタルリゾートゾーン等 9地区 | マリーナ スペースワールド 農村公園等 | 元.10.4 基本構想承認 |
| 16 | 大分県 | 別府くじゅうリゾート構想 | 14万9千 | 別府市、杵築市、日出町、山香町等 2市10町 | 杵築・日出生きがい創造工リア等 9地区 | 明治維新村 スポーツランド等 | 元.10.4 基本構想承認 |
| 17 | 京都府 | 丹後リゾート構想 | 12万8千 | 舞鶴市、宮津市、大江町、岩滝町等 2市11町 | 久美浜湾地区等 8地区 | 釣り公園 海上レストラン等 | 元.10.4 基本構想承認 |
| 18 | 長野県 | “フレッシュ千曲川ア信州”高原リゾート構想 | 17万8千 | 小諸市、佐久市、日田町、小海町、南牧村等 2市8町8村 | 浅間南麓地区等 6地区 | スキー場 美術館等 | 2.2.6 基本構想承認 |

附則

(略)

れるよう当該港湾に係る水域の利用について適切な配慮をするものとする。

附則

同上

(基本構想承認済)

| 番号 | 都道府県名 | 構 想 名 | 特定地域面積(ha) | 対 象 市 町 村 名 | 重点整備地区 | 主な施設等 | 備 考 |
|----|---------|----------------------|------------|------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|-------------------|
| 19 | 宮 城 県 | 栗駒・船形リゾートオアシス21構想 | 17万 | 古川市、中新田町、小野田町、色麻町等 1市9町1村 | 栗駒高原地区等 4地区 | スキーフ 冬季農業体験農場 温泉保養施設等 | 2.3.29 基本構想承認 |
| 20 | 石 川 県 | 石川県南加賀・白山麓総合保養地域整備構想 | 15万5千 | 小松市、加賀市、松任市 山中町、根上町等 3市8町5村 | 加賀地区等 6地区 | コンベンションセンター 観光農園 スキーフ | 2.3.29 基本構想承認 |
| 21 | 福 井 県 | 奥越高原リゾート構想 | 11万3千 | 大野市、勝山市、和泉村 2市1村 | 法恩寺山及び平泉寺周辺地区等 5地区 | スキーフ 温泉保養施設 ホテル等 | 2.5.28 基本構想承認 |
| 22 | 熊 本 県 | 天草海洋リゾート基地建設構想 | 9万3千 | 本渡市、牛深市、大矢野町、松島町等 3市14町 | 三角・大矢野地区等 6地区 | ゴルフ場 タラソテラピー ^{マリーナ} 等 | 2.6.29 基本構想承認 |
| 23 | 青 森 県 | 津軽岩木リゾート構想 | 15万9千 | 弘前市、黒石市、深浦町 鶴ヶ沢町、岩木町等 2市5町1村 | 岩木山長平地区等 8地区 | スキーフ 津軽ふるさと村 弘前みちのくランド等 | 2.6.29 基本構想承認 |
| 24 | 愛 媛 県 | えひめ瀬戸内リゾート開発構想 | 14万 | 松山市、今治市、伊予市 北条市等 4市17町6村 | 松山南部海浜地区等 10地区 | コンベンションホール おさかなラノトマリーナ等 | 2.6.29 基本構想承認 |
| 25 | 滋 賀 県 | 琵琶湖リゾートネックレス構想 | 17万4千 | 大津市、彦根市、長浜市 近江八幡市等 6市21町 | 湖南・中部湖岸地区等 7地区 | スキーフ 長浜ルネッサンスプラザ マリーナ等 | 2.12.19 基本構想承認 |
| 26 | 香 川 県 | 瀬戸内・サンリゾート構想 | 11万 | 高松市、丸亀市、坂出市 観音寺市等 4市25町 | 莊内リゾート(West sea side)地区等 6地区 | 海洋スポーツスクール フィッシングマインズワーフ等 | 2.12.19 基本構想承認 |
| 27 | 和 歌 山 県 | “燐”黒潮リゾート構想 | 16万2千 | 和歌山市、海南市、有田市、下津市等 6市15町 | 加太・紀泉地区等 7地区 | 野外音楽場 海釣り公園 ゴルフ場等 | 2.12.19 基本構想承認 |

(基本構想承認申請中)

| 番号 | 都道府県名 | 構 想 名 | 特定地域面積(ha) | 対 象 市 町 村 名 | 重点整備地区 | 主な施設等 | 備 考 |
|----|-------|---------------|------------|----------------------------------|-------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 1 | 愛 知 県 | 三河湾地域リゾート整備構想 | 8万2千 | 豊橋市、碧南市、西尾市 蒲郡市等 4市10町 | 南知多地区等 6地区 | マリーナ ホテル ゴルフ場 オートキャンプ場等 | 2.11.2 基本構想承認申請 |
| 2 | 山 梨 県 | 山梨ハーベストリゾート構想 | 15万4千 | 甲府市、塩山市、山梨市 韮崎市等 4市10町5村 | 高原文化創造の森等 6地区 | スキーフ ゴルフ場 ペニション美術館 ホテル等 | 2.11.2 基本構想承認申請 |
| 3 | 沖 緹 県 | 沖縄トロピカルリゾート構想 | 22万5千 | 那覇市、名護市、沖縄市 糸満市等 10市15町28村 | 指谷・奥間海岸地区等 9地区 | マリーナ ゴルフ場 ホテル 観光農園等 | 2.11.2 基本構想承認申請 |
| 4 | 島 根 県 | 島根中央地域リゾート構想 | 16万9千 | 太田市、浜田市、江津市 石見町等 3市9町2村 | 三瓶地区等 7地区 | スキーフ ゴルフ場 クアハウス ホテル 遊園地等 | 2.11.15 基本構想承認申請 |

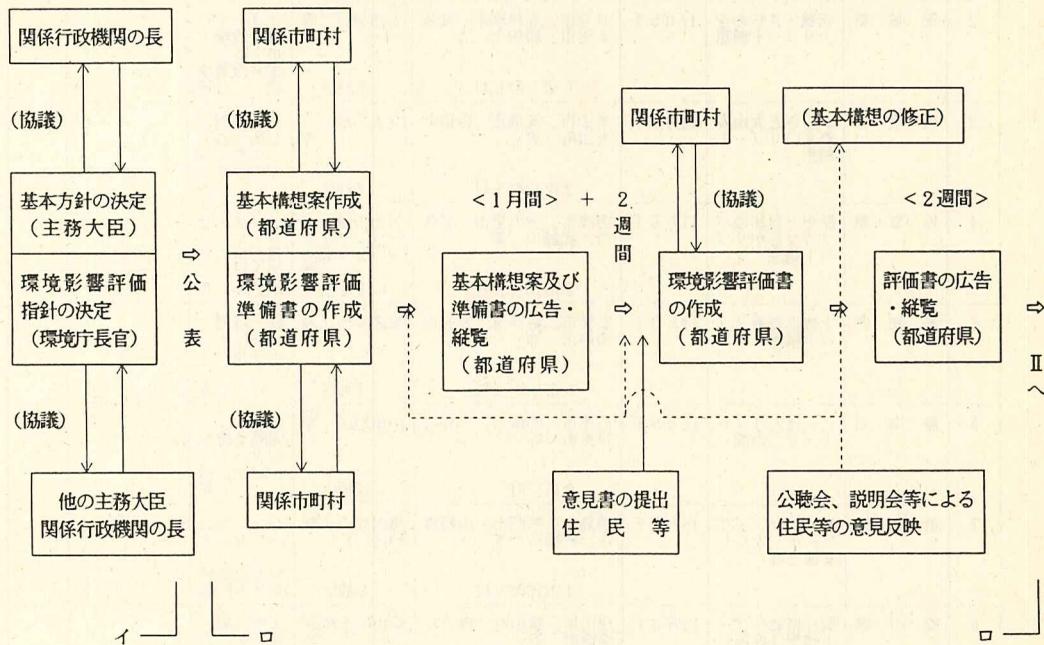
(基礎調査提出分)

| 番号 | 都道府県名 | 構想名 | 特定地域面積(ha) | 対象市町村名 | 重点整備地区 | 主な施設等 | 備考 |
|----|-------|--------------------|------------|--------------------------------|----------------------------|--------------------------------|----|
| 1 | 山形県 | 蔵王・月山地域リゾート(仮称) | 17万9千 | 山形市、寒河江市、上山市、天童市等 5市5町1村 | 蔵王南地区等 9地区 | スキー場 ホテル ゴルフ場 ヨーロッパ村等 | |
| 2 | 茨城県 | 茨城・からめき・リゾート構想 | 17万5千 | 日立市、那珂湊市、常陸太田市、勝田市等 6市5町6村 | 五浦地区等 6地区 | マリーナ 観光牧場 ホテル 温泉療養施設等 | |
| 3 | 鳥取県 | ふるさと大山ふれあいリゾート構想 | 14万7千 | 米子市、境港市、西伯町 大山町等 2市15町1村 | 北大山地区等 7地区 | 観光農園 芸術の森 ホテル ゴルフ場等 | |
| 4 | 佐賀県 | 歴史と自然のパノラマさがりゾート構想 | 17万5千 | 唐津市、伊万里市、多久市、武雄市等 5市16町5村 | 天山山麓スポーツレクリエーション地区等 8地区 | タクスピランド 伊万里ふるさと村 ホテル等 | |
| 5 | 高知県 | 土佐浜街道リゾート構想 | 14万3千 | 高知市、室戸市、安芸市 南田市等 6市10町4村 | 東洋地区等 7地区 | 観光農園 マリーナ ホテル等 | |
| 6 | 静岡県 | にっぽんリゾート・ふじの国 | 16万5千 | 沼津市、熱海市、三島市 伊東市等 8市11町 | 小山地区等 11地区 | 遊園地 国際交流センター オーストリビア村等 | |
| 7 | 徳島県 | ヒューマン・リゾートとくしま海と森 | 15万7千 | 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市等 4市16町1村 | 鳴門ウチノ海地区等 8地区 | コンベンションセンター バカンス村 マリーナ等 | |
| 8 | 岡山県 | 岡山県北リゾート構想(仮称) | 16万3千 | 津山市、勝山町、落合町 湯原町等 1市7町8村 | 蒜山川上地区等 11地区 | スキー場 リゾートホテル 観光牧場等 | |
| 9 | 鹿児島県 | 鹿児島サン・オーシャン・リゾート構想 | 16万8千 | 加世田市、枕崎市、指宿市、西之表市等 4市15町1村 | 吹上浜地区等 9地区 | マリーナ リゾートホテル 薩摩藩時代村等 | |
| 10 | 山口県 | サザンセト・サンシャインリゾート構想 | 3万5千 | 柳井市、久賀町、火島町 橋町等 1市7町 | 柳井地区等 4地区 | ゴルフ場 リゾートホテル マリーナ等 | |

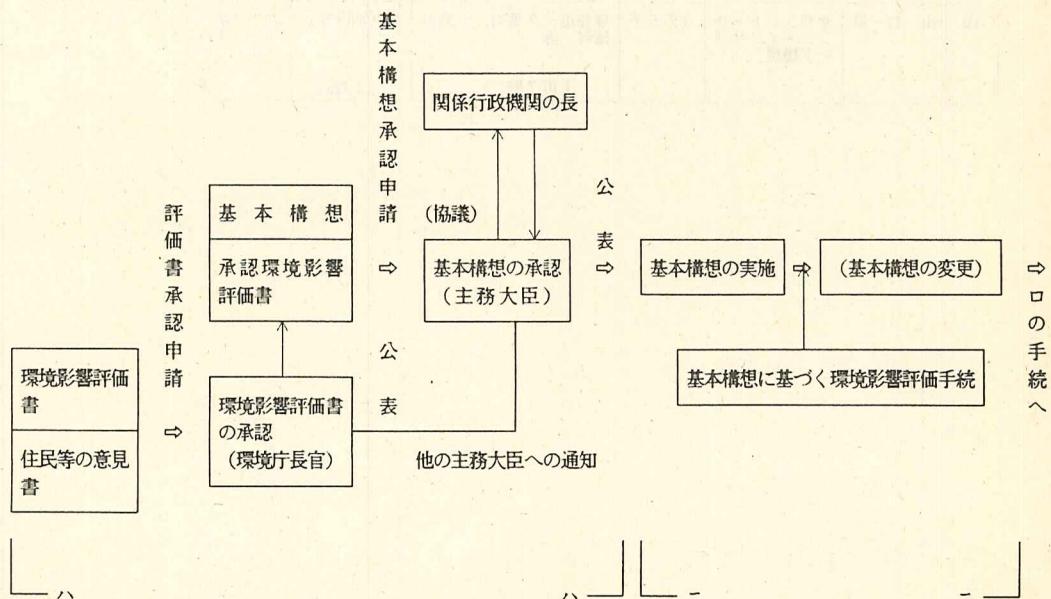
リゾート法の手続における環境影響評価関連手続のフローチャート

H3.3.13

I 基本方針及び環境影響評価指針の決定手続（イ） 基本構想及び環境影響評価書の作成手続（ロ）



II 環境影響評価書及び基本構想の承認手続（ハ） 基本構想実施段階以降の環境影響評価手続（ニ）



クルド避難民への人道的 援助に関する申し入れ

政府が保証し、必要があればその帰還活動に国連機関が関与することと、③クルド語の使用、民族教育、文化行事、自治などの権利保障のためにイラク政府とクルド人代表とが平和的交渉を行い、必要があれば国連機関が仲介をすること、などの立場に立つべきである。

わが党が先月二〇日に中東湾岸地域の人道援助、環境対策、平和保障などについて政府に申し入れを行って以来、今月に入りイラク政府によるクルド人の武力弾圧によりイラン、トルコなどの周辺国に大量の避難民が流出するという新たな事態が生じている。

今回のクルド避難民の大量発生の原因は、湾岸戦争後のクルド人の反乱とそれに対するイラク政府の武力弾圧にあり、さらにその背景にはイラク政府によるクルド人の民族的・文化的権利の否定がある。政府は国際人権の立場から問題の平和的解決のためにイラクならびに関係諸国に早急に働きかけるべきである。

現在、避難民数は百万人を超える事態は飢餓寸前で深刻化の一途を辿っているが、国際機関、各國政府からの支援は不十分にしか実行されていない。こうした事態に鑑み、わが党は湾岸問題で最大限の人道的貢献を主張してきた立場から、日本政府に対しても改めて左記の申し入れを行う。

記

一、国際人権規約に定められたマイノリティの権利保障の原則にそつて、政府はクルド避難民問題の公正で平和的な解決のために、イラク政府と関係諸国、国連機関に働きかけるべきである。その際、①イラク国内における政府軍・ゲリラ間の武力行使を相互に即刻、中止すること、②国外に流出したクルド避難民の平和的帰還をイラク

一、すでに国連は十一日、約四億ドルにのぼる第二次湾岸人道行動計画を公表し、これに応える形で日本政府をはじめ関係諸国が資金援助を約束したが、行動計画の完全実施を保証するには程遠い。わが党は、これまでも湾岸問題に関して人道的貢献を徹底して行うべきであると主張してきた立場から、クルド避難民のために政府がさらにお大規模な政府支援を行うことを強く求める。またクルド避難民の救援活動に中心的役割を果たしている国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）が援助物資の輸送に困難を抱えている事実を踏まえ、政府はUNHCRに専用機を供与するといった援助策を講ずるべきである。

一、政府は、この程避難民の治療と医療事情の視察のために数名の国際緊急援助隊をイランに派遣したが、日本の人的貢献が国際的に求められているいまこそ、現地の状況を踏まえ大規模な援助隊派遣を実施すべきである。また、民間団体の現地でのボランティア活動を支援する対策を講ずるべきである。

右、申し入れる。

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

一九九一年四月一八日

内閣総理大臣

海部俊樹 殿

一九九一・四・一二 衆議院商工委員会（加藤繁秋議員）

大規模小売店舗における小売 業の事業活動の調整に関する 法律の一部を改正する法律案 提案理由説明

私は、ただいま議題となりました日本社会党・護憲共同の提出にかかる大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案について、提案者を代表いたしまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知の通り、政府は今国会に大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆる大店法改正案を提出しております。これは、日米構造協議での公約に基づいて昨年五月になされた法運用面での規制緩和に続く第二段階の措置で

あり、さらに今から二年後の一九九三年には、本法の廃止をも含む抜本的見直しが予定されているといわれております。私どもは、かかる改正案に反対する立場から、独自の改正案を提出する次第であります。

大店法は、第一条において、この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする、とうたっております。ここには、わが国の国民経済、国民の消費生活において中小小売業の果たす重要な役割に鑑み、これと大規模小売店舗との間の事業活動の調整を適切に図っていくことが、わが国における小売業の正常な発達にとって欠くことのできない条件であるという認識が示されているのであります。ところが、その実際の運用については、従来から出店調整手続の不透明性などの問題点が指摘されてきたのも事実であります。したがって、この際、本法に基づく調整手続をより透明で合理的なものとするために本法の一部改正を行うことは、内外の要請にかなうものというべきであります。しかしこのことは、政府案に見られるごとき規制緩和によって達成されるものとはいえないであります。

そもそも商業というものは国民の各地域における生活に密着した営みであり、大規模小売店舗とその周辺の中小小売業者との間での事業活動の調整にあたっては、当該地域、当該市町村においてどのような街づくりを行っていくかという観点は欠くべからざる判断要素であります。この意味から、本法に基づく調整権限は、地域の実情に精通した各自治体により多く委ねられるべきものであります。この点、今回の政府案は自治体の独自規制を極力抑制しようとするものであり、右のような要請に逆行するものといわざるを得ないのであります。

これがここに政府案の対案たる大店法一部改正案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

何とぞ、慎重御審議のうえ、速やかにご賛同下さいますようお願い申し上げます。

第一に、第一種大規模小売店舗及び第二種大規模小売店舗の種別の廃止と調整権限の都道府県知事への一元化であります。現行法の定めある右の種別を廃止し、「大規模小売店舗」とは、都道府県知事の調整の公示に係る建物をいうものとしております。また、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整は、すべて都道府県知事が行うものとし、通商産業大臣による調整は、廃止するものとしております。

第二に、大規模小売店舗となる建物の面積要件の変更であります。大規模小売店舗となる建物の要件は、その建物内の店舗面積の合計が千五百平方メートルを超えるものとしております。

第三に、都道府県大規模小売店舗審議会による関係市町村長の意見の聴取であります。都道府県大規模小売店舗審議会は、都道府県知事に意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、商工会議所、消費者等の意見に加え、関係市町村長の意見を聴かなければならぬものとしております。また、市町村長がこれにより意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするとときは、地域小売商業審議会の意見を聴かなければならないものとしております。

第四に、特定商業集積整備基本計画の達成についての配慮であります。都道府県知事は、調整権限の行使に当たっては、政府より別途提案されております特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法に定める基本計画の達成に資するよう配慮しなければならないものとしております。

第五に、都道府県大規模小売店舗審議会の必置であります。都道府県大規模小売店舗審議会は、都道府県の必置機関とするものとしております。

その他所要の規定の整備及び関係法案についての所要の改正を行うものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

一九九一・四

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案 要綱

第一 第一種大規模小売店舗及び第二種大規模小売店舗の種別の廃止 「大規模小売店舗」とは、都道府県知事の調整の公示に係る建物をいうものとすること。(第二条関係)

第二 大規模小売店舗となる建物の面積要件の変更

大規模小売店舗となる建物の要件は、その建物内の店舗面積の合計が千五百平方メートルを超えるものとすること。(第三条関係)

第三 権限の都道府県知事への一元化

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整は、すべて都道府県知事が行うものとし、通商産業大臣による調整は、廃止するものとすること。(第三条、第五条、第十四条関係)

第四 都道府県大規模小売店舗審議会による関係市町村長の意見の聴取

一 都道府県大規模小売店舗審議会は、都道府県知事に意見を聽かれた場合において、その意見を定めようとするときは、商工会議所、

消費者等の意見に加え、関係市町村長の意見を聽かなければならぬものとすること。

二 市町村長が一により意見を聽かれた場合において、その意見を定めようとするときは、地域小売商業審議会の意見を聽かなければならぬものとすること。（第七条関係）

三 市町村長が一により意見を聽かれた場合において、その意見を定めようとするときは、都道府県の必置機関とすること。（第十四条の二関係）

第五 特定商業集積整備基本計画の達成についての配慮

都道府県知事は、変更勧告、変更命令又は改善勧告の措置の運用に当たっては、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第二号）に定める特定商業集積整備基本計画の達成に資するよう配慮しなければならないものとすること。（第十一条の一関係）

第六 届出の経由

第七 都道府県大規模小売店舗審議会の必置

都道府県知事にする届出は、当該届出に係わる建物又は大規模小売店舗が所在する市町村の長を経由してしなければならないものとすること。（第十四条の二関係）

第八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第九 施行期日等

一 この法律は、公布の日から計算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。
二 その他所要の経過規定を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うものとすること。（附則関係）

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案新旧対照表

| 目次 | 改 正 案 |
|---|-------------|
| 第一章 総則（第一条・第二条） | |
| 第二章 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整（第三条 第十四条） | |
| 目次 | 現 行 |
| 第一章 総則（第一条・第二条） | |
| 第二章 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整（第三条 第十四条の二） | |

第三章 雜則（第十四条の二—第十七条）

第四章 罰則（第十八条—第二十一条）

附則

第一章 総則

第一条 (略)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律で「大規模小売店舗」とは、次条第二項又は第三項の公示に係る建物をいう。

第三章 雜則（第十四条の三—第十七条）

第四章 罰則（第十八条—第二十一条）

附則

第一章 総則

第一条 (略)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律で「第一種大規模小売店舗」とは、第一種大規模小売店舗及び第二種大規模小売店舗をいう。

3 この法律で「第一種大規模小売店舗」とは、次条第二項若しくは第三項又は第三条の二第三項の規定による通商産業大臣の公示に係る建物をいう。

4 この法律で「第二種大規模小売店舗」とは、次条第一項若しくは第三項又は第三条の二第三項の規定による都道府県知事の公示に係る建物をいう。

第二章 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整

(大規模小売店舗に関する公示等)

第三条 一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が千五百平方メートルを超えるものの新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより当該建物となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を営むための店舗以外の用に供し又は供されるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を営むための店舗の用に供

第二章 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整

(大規模小売店舗に関する公示等)

第三条 一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が五百平方メートルを超えるものの新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより当該建物となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を営むための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を営むための店舗の用に供

供し又は供されるためその建物の一部を設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、その建物の見やすい場所に通商産業省令で定めるところにより表示を掲げるとともに、通商産業省令で定める事項をその建物の所在地を統轄する都道府県知事(以下この章において単に「都道府県知事」という。)に届け出なければならない。ただし、当該新設をする者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出(同項の規定により一の建物について二以上の届出が有る場合には、その最初の届出)があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その届出に係る建物における小売業の事業活動について調整が行われることある旨の公示をしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する建物について同項の規定による届出が無い場合において、必要があると認めるときは、その建物につき前二項の規定の例により表示及び公示をすることができる。

4 第一項に規定する建物の床面積を変更し、又はその建物の全部若しくは一部の用途を変更することによりその建物内の店舗面積の合計を千五百平方メートル以下とする者は、同項又は前項の表示を除

去するとともに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は前項の規定による届出があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その届出に係る建物に係る第二項又は第三項の公示(以下「調整の公示」という。)がその効力を失う旨の公示をしなければならない。

6 都道府県知事は、その店舗面積が千五百平方メートル以下となつた大規模小売店舗について第四項の規定による届出がない場合において、必要があると認めるときは、その大規模小売店舗につき前項の表示(以下「店舗の表示」という。)を除去するとともに、その旨をその建物につき第二項若しくは前項又は次条第三項の公示(以

し又は供させるためその建物の一部を設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、その建物の見やすい場所に通商産業省令で定めるところにより表示を掲げるとともに、通商産業省令で定める事項をその建物内の店舗面積の合計が千五百平方メートル(都の特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内においては、三千平方メートル。以下「種別境界面積」という。)以上である場合にあつては通商産業大臣に、その他の場合にあつてはその建物の所在地を管轄する都道府県知事(以下この条及び次条において単に「都道府県知事」という。)に届け出なければならない。ただし、当該新設をする者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出をすることができる。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出(同項の規定により一の建物について二以上の届出がある場合には、その最初の届出)があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その届出に係る建物における小売業の事業活動について調整が行われることある旨の公示をしなければならない。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する建物について同項の規定による届出がない場合において、同項の規定による届出の場合の区分に応じ、必要があると認めるときは、その建物につき前二項の規定の例により表示及び公示をすることができる。

4 第一項に規定する建物の床面積を変更し、又はその建物の全部若しくは一部の用途を変更することによりその建物内の店舗面積の合計を五百平方メートル以下とする者は、同項、前項又は次条第五項の表示(以下「店舗の表示」という。)を除去するとともに、その旨をその建物につき第二項若しくは前項又は次条第三項の公示(以

の規定の例により公示をすることができる。

- 7 第一項に規定する建物の新設をする者は、調整の公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を五百平方メートルを超えて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

(略)

下「調整の公示」という。)をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

- 5 通商産業省令で定めるところにより、その届出に係る建物に係る調整の公示がその効力を失う旨の公示をしなければならない。

い。

- 6 通商産業大臣又は都道府県知事は、その店舗面積が五百平方メートル以下となつた第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗について第四項の規定による届出がない場合において、必要があると認めるときは、その調整の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗につき前項の規定の例により公示をすることができる。

- 7 第一項に規定する建物の新設をする者は、第二項又は第三項の公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を五百平方メートルを超えて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

8 (略)

(種別変更)

- 第三条の二 建物の床面積を変更し、又は建物の一部の用途を変更することにより、第一種大規模小売店舗内の店舗面積の合計を五百平方メートルを超えて境界面積未満とし、又は第二種大規模小売店舗内の店舗面積の合計を境界面積以上とする者は、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣及び都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 通商産業大臣又は都道府県知事は、その調整の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗について前項の規定による届出(以下「種別変更の届出」という。)があつた場合において、

次の各号の一に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、その調整の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗について次項の公示をして差し支えない旨を都道府県知事または通商産業大臣に通知しなければならない。前項の規定による届出を要する場合において、同項の規定による届出がない場合も、同様とする。

一 その種別変更の届出の時までに、その種別変更の届出に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業に係る第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出（以下「開店日等の届出」という。）がされていないとき。

二 その種別変更の届出の時までに前号に規定する開店日等の届出がされている場合にあっては、それらの開店日等の届出及びその時以後にされた同号に規定する開店日等の届出について、第七条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による勧告又は第八条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第一項の規定による命令をする必要がないと認められるとき。

3 | 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知があつたときは、その通知にかかる物件につき前条第二項の規定の例により公示をしなければならない。

4 | 前項の公示があつたときは、その公示がされた日に、当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗につきその公示前にされた調整の公示は、その効力を失う。

5 | 第一項に規定する者は、第三項の公示があつたときは、当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗に掲げられた店舗の表示を除去するとともに、前条第一項の規定の例により新たに表示を

掲げなければならない。

(大規模小売店舗における小売業の営業開始等の制限)

第四条 大規模小売店舗においては、その大規模小売店舗について調整の公示がされた日から七月を経過した後でなければ、何人も、新たに小売業を営んではならない。

2 調整の公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その公示の日から七月を経過した後でなければ、当該大規模小売店舗における店舗面積を増加してはならない。
(大規模小売店舗における小売業者の届出)

第五条 大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模

小売店舗ごとに、その営業の開始の日（以下「開店日」という。）の五日前までに、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 大規模小売店舗の所在地

三 開店日

四 店舗面積

2 調整の公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んで

いる者は、その公示の日から二月以内に、前項第一号、第二号及び第四号の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(略)

(大規模小売店舗における小売業の営業開始等の制限)

第四条 大規模小売店舗においては、その大規模小売店舗について第三条第二項又は第三項の公示がされた日から七月を経過した後でなければならない。

2 第三条第二項又は第三項の公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その公示の日から七月を経過した後でなければ、何人も、新たに小売業を営んではならない。
3 第三条第二項又は第三項の公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営むことを目的とする者は、その公示の日から七月を経過した後でなければ、当該大規模小売店舗における店舗面積を増加してはならない。

(大規模小売店舗における小売業者の届出)

第五条 第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、第一種大規模小売店舗又は第二種大規模

小売店舗ごとに、その営業の開始の日（以下「開店日」という。）の五日前までに、次の事項を「当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗につき調整の公示をした通商産業大臣又は都道府県知事（以下単に「通商産業大臣又は都道府県知事」という。）に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗の所在地

三 開店日

四 店舗面積

2 第三条第二項又は第三項の公示がされた際当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その公示の日から二月以内に、前項第一号、第二号及び第四号の事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(略)

(開店日の繰上げ等の届出)

第六条 前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る開店日の繰上げをしようとするときは、繰上げ後の開店日の五月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る店舗面積の増加をしようとするときは、店舗面積を増加する日の五日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 (略)

(変更勧告)

第七条 都道府県知事は、第五条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る大規模小売店舗の周辺の人口の規模及びその推移、中小小売業の近代化の見通し、他の大規模小売店舗の配置及び当該地の大規模小売店舗における小売業の現状等の事情を考慮して、その届出に係る事業活動が実施されることによりその届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そのおそれがあると認めるときは、都道府県大規模小売店舗審議会の意見を聴いて、その届出を受理した日から四月以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る開店日を繰り下げる、又は店舗面積を削減すべきことを勧告することができる。

2 都道府県大規模小売店舗審議会は、前項の規定により意見を聽かれた場合において、その意見を定めようとするときは、その大規模

(開店日の繰上げ等の届出)

第六条 前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る開店日の繰上げをしようとするときは、繰上げ後の開店日の五月前までに、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る店舗面積の増加をしようとするときは、店舗面積を増加する日の五日前までに、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 (略)

(変更勧告)

第七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第五条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗の周辺の人口の規模及びその推移、中小小売業の近代化の見通し、他の大規模小売店舗の配置及び当該地の大規模小売店舗における小売業の現状等の事情を考慮して、その届出に係る事業活動が実施されることによりその届出に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そのおそれがあると認めるときは、政令で定める審議会の意見又は都道府県大規模小売店舗審議会の意見(都道府県大規模小売店舗審議会を置かない都道府県の都道府県知事にあっては、その届出に係る第二種大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会の意見及び消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のも

小売店舗における小売業の事業活動がその区域内の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認められる市町村の長の意見、その大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工會議所又は商工会の意見及び消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のもので通商産業省令で定めるところにより申出をした者の意見を聽かなければならない。

3 | 市町村長は、前項の規定により意見を聽かれた場合において、その意見を定めようとするときは、地域小売商業審議会の意見を聽かなければならない。

4 | 第一項の場合において、都道府県知事は、当該届出について、広域にわたる調査を行うことが必要であるときその他同項の期間内に同項の規定による勧告をすることができない合理的な理由があるときは、同項の規定にかかるらず、四月を超えない範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、当該届出をした者に対し、同項の期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 | 第一項の場合において、都道府県知事は、同項の期間が満了する日前に、当該届出に係る事項が直ちに実施されてもその届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがないことが明らかであると認めるときは、当該届出に係る事項について同項の規定による勧告をしないことを決定し、その旨を当該届出をした者に通知することができる。

6 | 前項の規定による通知を受けた者が、その通知を受けたところに

ので通商産業省令で定めるところにより申出をしたものとの意見（以下「申出者の意見」という。）。次条第一項において同じ。）を聴いて、その届出を受理した日から四月以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を削減すべきことを勧告することができる。

2 | 前項の政令で定める審議会又は都道府県大規模小売店舗審議会は、同項の規定により意見を聽かれた場合において、その意見を定めようとするときは、その第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工會議所又は商工会の意見及び申出者の意見を聽かなければならない。

3 | 第一項の場合において、通商産業大臣又は都道府県知事は、当該届出について、広域にわたる調査を行うことが必要であるときその他同項の期間内に同項の規定による勧告をすることができない合理的な理由があるときは、同項の規定にかかるらず、四月を超えない範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、当該届出をした者に対し、同項の期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 | 第一項の場合において、通商産業大臣又は都道府県知事は、同項の期間が満了する日前に、当該届出に係る事項が直ちに実施されてもその届出に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがないことが明らかであると認めるときは、当該届出に係る事項について同項の規定による勧告をしないことを決定し、その旨を当該届出をした者に通知することができる。

従つて、第五条第一項の規定による届出に係る開店日若しくは前条第一項の規定による届出に係る繰上げ後の開店日の繰上げをし、又は同条第二項の規定による届出に係る店舗面積を増加する日を繰り上げて店舗面積の増加をする場合には、同条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

(変更命令)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、同項に規定する事態が生じ、中小売業の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、都道府県大規模小売店舗審議会の意見を聴いて、その届出を受理した日から五月以内に限り、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を削減すべきことを命ずることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県大規模小売店舗審議会が意見を聽かれた場合に準用する。

3 前条第四項の規定により同条第一項の期間が延長された場合における第一項の規定の適用については、同項中「その届出を受理した日から五月」とあるのは、「同条第四項」の規定により延長された期間が満了する日から「一月」とする。

(閉店時刻及び休業日数)

第九条 大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日までに、その閉店時刻を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その閉店時刻が通商産業省令で定める時刻以前であるときは、この限りでない。

(閉店時刻及び休業日数)

第九条 第一種大規模小売店舗または第二種大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗ごとに、開店日までに、その閉店時刻を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その閉店時刻

従つて、第五条第一項の規定による届出に係る開店日若しくは前条第一項の規定による届出に係る繰上げ後の開店日の繰上げをし、又は同条第二項の規定による届出に係る店舗面積を増加する日を繰り上げて店舗面積の増加をする場合には、同条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

(変更命令)

第八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、同項に規定する事態が生じ、中小売業の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、同項の政令で定める審議会の意見又は都道府県大規模小売店舗審議会の意見を聴いて、その届出を受理した日から五月以内に限り、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を削減すべきことを命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により同条第一項の政令で定める審議会又は都道府県大規模小売店舗審議会が意見を聽かれた場合に準用する。

3 前条第三項の規定により同条第一項の期間が延長された場合における第一項の規定の適用については、同項中「その届出を受理した日から五月」とあるのは、「同条第三項」の規定により延長した日から期間が満了する日から「一月」とする。

2

大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日までに、その休業日数を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その休業日数が通商産業省令で定める日数以上であるときは、この限りでない。

3

大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その閉店時刻の繰下げ又は休業日数削減をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、繰下げ後の閉店時刻が第一項の通商産業省令で定める時刻以前であるとき、若しくは削減後の休業日数が前項の通商産業省令で定める日数以上であるとき、又は閉店時刻の繰下げ若しくは休業日数の削減が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

4

第七条第一項から第三項までの規定は前三項の規定による届出に、前条第一項及び第二項の規定は前三項の規定による届出に係る勧告に、それぞれ準用する。この場合において、第七条第一項及び前条第一項中「開店日を繰下げ、又は店舗面積を削減すべきこと」とあるのは、「閉店時刻を繰り上げ、又は休業日数を増加すべきこと」と読み替えるものとすること。

2

が通商産業省令で定める時刻以前であるときは、この限りでない。
第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗ごとに、開店日までに、その休業日数を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その休業日数が通商産業省令で定める日数以上であるときは、この限りでない。

3

第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その閉店時刻の繰下げ又は休業日数の削減をしようとするときは、あらかじめ、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、繰下げ後の閉店時刻が第一項の通商産業省令で定める時刻以前であるとき、若しくは削減後の休業日数が前項の通商産業省令で定める日数以上であるとき、又は閉店時刻の繰下げ若しくは休業日数の削減が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

4

第七条第一項及び第二項の規定は前三項の規定による届出に、前条第一項及び第二項の規定は前三項の規定による届出に係る勧告に、それぞれ準用する。この場合において、第七条第一項及び前条第一項中「開店日を繰り下げ、又は店舗面積を削減すべきこと」とあるのは、「閉店時刻を繰り上げ、又は休業日数を増加すべきこと」と読み替えるものとすること。

(改善勧告)

第十条 都道府県知事は、大規模小売店舗における小売業者の顧客の送迎その他の営業に関する行為がその大規模小売店舗における小売業の事業活動を通じてその周辺の中小小売業の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合において、その中小小売業者の維持育成を図つている小売業者に対し、その営業に関する行為をしないように勧

(改善勧告)

第十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その調整の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業者の顧客の送迎その他の営業に関する行為がその第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業の事業活動を通じてその周辺の中小小売業の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合において、その中小小売業者の維持育成を図るため特に必要があると認めるときは、その営業に関する行為を行つて

告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

めるときは、その営業に関する行為を行つてゐる小売業者に対し、その営業に関する行為をしないよう勧告することができる。
2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(消費者に対する配慮等)

第十一條 都道府県知事は、第七条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）又は前条第一項に規定する措置の運用に当たっては、消費者の利益の保護について配慮し、あわせて、大規模小売店舗における中小小売業者の近代化その他の小売業の事業活動の円滑な遂行に支障を及ぼすことのないよう配意しなければならない。

(特定商業集積整備基本計画の達成についての配慮)

第十二条の二 都道府県知事は、第七条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）又は第十条第一項に規定する措置の運用に当たっては、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第二号）第七条に規定する承認基本計画の達成に資するよう配慮しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第十二条 第五条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、第六条第一項又は第二項の規定による届出を要する場合を除き、その届出に係る第五条第一項各号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届出なければならない。ただし、

(氏名等の変更の届出)

第十二条 第五条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、第六条第一項又は第二項の規定による届出を要する場合を除き、その届出に係る第五条第一項各号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届出なければならぬ。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、こ

通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第九条第一項又は第二項の規定による届出をしたものは、その届出にかかる閉店時刻の繰上げ又は休業日数の増加をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、通商産業省令で定める軽微な更新については、この限りでない。

(承継)

第十三条 (略)

2 前項の規定により、第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

(営業の停止)

第十四条 都道府県知事は、大規模小売店舗における小売業者が第四条、第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項から第三項までの規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

2 前項の規定により、第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

(営業の停止)

第十四条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その調整の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業者が第四条、第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項から第三項までの規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項に規定する建物で調整の公示がされていないものにおける小売業者が、その建物が明らかに同項に規定する建物に該当することを知っていると認められる場合において、その者の事業活動がその周辺の中大小売業の事業活動に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、第三条第一項に規定する建物で調整の公示がされていないものにおける小売業者が、その建物が明らかに同項に規定する建物に該当することを知っていると認められる場合は、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

の限りでない。

2 第九条第一項又は第二項の規定による届出をしたものは、その届出に係る閉店時刻の繰上げ又は休業日数の増加をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(承継)

第十三条 (略)

2 前項の規定により、第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から一月以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届出なければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項に規定する建物で調整の公示がされていないものにおける小売業者が、その建物が明らかに同項に規定する建物に該当することを知っていると認められる場合は、その小売業者に対し、同項の規定による届出の場合の区分に応じ、その者の事業活動がその周辺の中大小売業の事業活動に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

間命ずることができる。

を定めてその小売業の営業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることがができる。

(種別変更前にされた届出)

第十四条の二 第三条の二第二項第一号に該当する場合において同項の規定による通知をした通商産業大臣又は都道府県知事は、当該通知に係る建物につき同条第三項の公示があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その公示をした都道府県知事又は通商産業大臣にその公示の日前にされた第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出に係る事項を記載した書類を引き継がなければならない。

2 | 第三条の二第三項の公示があった場合には、その公示の日前に、同条第四項の規定により効力を失うこととされる調整の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業に係る前項に規定した届出をした者は、第六条第一項若しくは第二項、第十二条又は第十三条の規定の適用については、それぞれその公示に係る第二種大規模小売店舗又は第一種大規模小売店舗における小売業に係る前項に規定する届出をした者とみなす。

第三章 雜則

(届出の経由)

第十四条の二 この法律の規定による届出は、当該届出に係る建物又は大規模小売店舗が所在する市町村の長を経由してしなければならない。

(商工会議所等への通知)

(届出の経由)

第十四条の三 この法律の規定による届出であつて、通商産業大臣にするものは、当該届出に係る建物又は第一種大規模小売店舗の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

(市町村長及び商工会議所への通知)

第十五条 都道府県知事は、第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出があつたときは、その届出に係る開店日、店舗面積その他の事項で通商産業省令で定める者を、その届出に係る大規模小売店舗が所在する市町村の長及びその所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会に通知するものとする。

第十五条の二 (略)

(都道府県大規模小売店舗審議会)

第十五条の三 都道府県知事の諮問に応じ大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県は、都道府県大規模小売店舗審議会を置く。

2 (略)

(都道府県知事等の意見の申出)

第十五条の二 都道府県知事は、当該都道府県知事を経由してされた第一種大規模小売店舗における小売業に係る開店日等の届出について、その届出に係る事項が実施されることによりその届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に及ぼす影響等に關し、通商産業大臣に対し、意見を申し出ることができる。

2 市町村長は、前条の規定により通知された事項について、その通知をした都道府県知事に対し、意見を申し出ることができる。

第十五条の三 (略)

(都道府県大規模小売店舗審議会)

第十五条の四 都道府県知事の諮問に応じ第二種大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議せるため、都道府県は、条例で、都道府県大規模小売店舗審議会を設置することができる。

2 (略)

(報告及び立入検査)

第十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、

(報告及び立入検査)

第十六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要

第十五条 都道府県知事は、開店日等の届出（当該都道府県知事を経由して通商産業大臣にされる者を含む。）があつたときは、その届出に係る開店日、店舗面積その他の事項で通商産業省令で定める者を、その届出に係る大規模小売店舗が所在する市町村の長及びその所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会に通知する者とする。

改 正 案

現 行

政令で定めるところにより第三条第一項に規定する建物を設置する者若しくは大規模小売店舗における小売業者に対し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは店舗に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 2
（略）

（審査請求の手続きにおける聴聞）

第十七条 第八条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）又は第十四条の規定による命令についての審査請求に対する裁決（却下の裁決を除く。）は、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行った後にしなければならない。

2
（略）

3 聽聞に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

第十七条 第八条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）又は第十四条の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求人又は異議申立人に對し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行った後にしなければならない。

2
（略）

3 聽聞に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えないなければならない。

第四章 罰則

第十八条～第二十一条
（略）

割賦販売法

第十五条
（略）

2 第十五条
（略）

な限度において、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する建物を設置する者若しくは第一種大規模小売店舗若しくは第二種大規模小売店舗における小売業者に対し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは店舗に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 2
（略）

（不服申立ての手続きにおける聴聞）

第十七条 第八条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）又は第十四条の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請

求人又は異議申立人に對し、相当な期間をおいて予告をした上、公

開による聴聞を行った後にしなければならない。

第四章 罰則

第十八条～第二十一条
（略）

割賦販売法

2
（略）

3 通商産業大臣は、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第二条第一項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者又は指定商品の製造業者が第十一条の許可の申請をした場合において、その申請に係る前払式割賦販売の事業活動が、中小商業者の前払式割賦販売の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害する恐れがあると認めるときは、同条の許可をしないことができる。

4 (略)

一九九一・四・二四

談話

話題

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、本日政府は、日本船舶の安全航行の確保と湾岸戦争後の国際貢献を理由として、確定的根拠を示すとともに、自衛隊法の拡大解釈によってペルシャ湾の機雷除去を目的とした海上自衛隊の掃海艇派遣を閣議決定した。これはわが国の歴代政府が戦後貫いてきた「専守防衛」の基本的姿勢を根底から変える極めて重大な決定であるにもかかわらず、国会における徹底した論議もなしに、国民の十分な理解もなく、なし崩し的に行おうとすることは、憲法の精神を踏みにじる暴挙といわざるえない。

二、政府は、昨年の国連平和協力法案における自衛隊の海外派遣、今国会中に行つた避難民救済にかかる自衛隊機派遣のための特別政令の制定、そして今回の措置などに見られるように、国際平和への貢献に関して常に「はじめに自衛隊ありき」という姿勢に終始して

3 通商産業大臣は、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第二条第三項に規定する第一種大規模小売店舗において小売業を営む者又は指定商品の製造業者が第十一条の許可の申請をした場合において、その申請に係る前払式割賦販売の事業活動が、中小商業者の前払式割賦販売の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害する恐れがあると認めるときは、同条の許可をしないことができる。

4 (略)

三、中東湾岸問題についてわが国が出来るだけの人道的・平和的貢献をすることは当然であり、わが党も難民救済や戦後復興に全力を傾注するよう提案してきた。ところが政府は、自衛隊の海外派遣に議論をすり替え、強引に国論を誘導してきたが、自衛隊の掃海艇派遣に対する国民的合意は未だに形成されておらず、またアジアの近隣諸国の不安や警戒の念を払拭することもできていない。湾岸の戦後問題への協力については、国連などの国際機関と積極的に協力し、クルド人などの避難民救済、流出油による海洋汚染の除去、油井の消火、経済的に打撃を受けた周辺諸国に対する支援策など当該国を要望にそった協力に全力をあげるべきである。機雷の撤去に関しては、掃海艇を強引に派遣することは中止し、国連等の国際的な枠組みにおいて対策を確立・合意し、その中で日本としてできる資金的・技術的・人的な協力をねらるべきである。わが党はそのために全力をつくす決意である。

第一二回統一自治体選挙

後半戦への突入に当たつて

日本社会党

一、本日、第一二回統一自治体選挙の後半戦である一般市・特別区議と同首長選挙が告示され、一六日には町村議、町村長選挙も告示になる。わが党は、前半戦の選挙結果を反省し、その教訓を糧に勝利のために全党一体となって、力のかぎりをつくすものである。

一、今回の選挙は、人びとが最も身近な日々の暮らしと勤労の場である自治体の改革をめざす、きわめて重要な意義をもつてゐる。このためわが党は、安心できる福祉社会の創造、豊かな社会のための公共投資、自然と人間の共生などの政策をかけ、住民参加による市町村の発展をめざす。

一、今日、われわれの身近なところに、ゴミ問題、老後の不安、土地、住宅問題、子どもの教育、農業・農村の荒廃、地域経済の疲弊、リゾート開発による環境破壊、など緊急な解決を求められている課題が山積みしている。今回の選挙は、自民党政権が軽視し、切り捨ててきたこれらの課題を放置するのか、それとも自治体復権へ進めるかの選択である。

一、わが党は、自治体住民の生活に根ざした要求をしつかり受け止め、住民とともに、新しい町づくり、村おこしの先頭に立つて地域の活性化をはかる決意である。有権者住民の力強いご支援を心から訴える。

後半戦の投票日にあたつて

日本社会党

一、この選挙は、九〇年代の分権・自治をめざす「地方の時代」に向けた政治の改革と地域社会の活性化を推進していくうえで、きわめて大切な選択です。

わが党は、住民のみなさんが、棄権することなく、貴重な一票を投げられるよう強くもとめます。

一、わが党は、「平和と福祉の一・二世紀・日本を地域から築こう」を宣言葉に、清潔な政治の実現と地域住民のかかえていいる諸課題を解決していく地域政策をかけ、全党あげて社会党への支持と協力を訴えました。

一、わが党は、前半戦で苦杯を喫したことを厳しく反省し、政策の鮮明化と選挙の原則に立ちかえた地をはう努力を積み上げてきました。しかし、党公認・推せんの全国の市・区・町・村の首長・議員の選挙情勢は、いまだきびしいものがありますが、最後の努力によつて、地域住民の支持と共感の輪が大きく広がってきたと確信します。

一、わが党は、地域住民の党にたいする期待に応え、選挙公約の実現と政権を担える党へ大きく改革していくことを誓い、社会党への一層の支持と協力を訴えます。

以上

一九九一・四・二二

一九九一・四・二六

統一自治体選挙の結果について

申し入れ

選挙対策委員長

佐藤觀樹

一、わが党は、前半戦の都知事選、都道府県議選で敗北を喫したこと、を厳しく反省し、後半戦では地域活性化のための政策の鮮明化と一票一票を積み上げていく選挙の原則に立ちかえって努力してきた。しかし、今次統一自治体選挙において、わが党は議員三割増をめざしてたたかつたが、その目標に対し、十分な成果を挙げることができなかつたことは、残念である。

一、その原因は、第一に、国民の新たな期待に応えるための政策的、運動的な姿を提示できなかつたためであり、第二に、四年前の統一自治体選挙以降、衆参両院選挙での躍進のなかで、選挙運動に緩みが生じたためである。

一、わが党は、今回の選挙結果に示された民意を厳しく受けとめ、選挙後の政局にたいしては、国民的諸課題の解決のため、真摯な努力を行い、党の責任を果たしていきたい。

また、党自体の政策については、全党が虚心懇懃になって再生の方途を見出す決意である。

昨年一一月に発足した第三次行革審の審議がすすめられるなかで、内外ともに重大な危機を迎えている「コメ問題」についてさまざま報道がされているが、コメについては、三たびにわたる「自給堅持」の国会決議、政府の統一見解等があり、政府、与野党をあげて、自給堅持に全力をつくしている時だけに誠に憂慮に耐えない。

そもそも、「コメ問題」がガット・ウルグアイラウンドの象徴のように扱われてきた背景には、アメリカ、ECなど先進国を中心とする農産物の構造的過剰や補助金付き輸出の増加などによる世界貿易の混乱と対立があり、わが国をはじめとする食糧の安全保障、基礎的食糧の自給の主張はなんらとり入れていらないのが現状である。

わが国は、世界最大の食糧輸入国であり、食糧自給率は穀物で三〇%、カロリーで四八%と先進工業国の中でも最も低く、しかも、減反政策によって長い間コメの生産調整を行い生産者は我慢の限界に達している。また、平成二年一〇月の総理府の世論調査によつても、「コメなどの基本食料は外国産よりもコストを下げながら自給すべきだ」とする人が七三%に達している。したがつてわが国基礎的食料であるコメの市場開放を行えば農業は崩壊し、地域経済に大きな打撃を与えるばかりではなく、国民の食糧の安全保障に重大な影響を与えることは明らかである。

コメ問題は本来ウルグアイラウンドで協議することが基本であり、

わが国にとって国際的にも慎重に対応すべき時であるだけに、第三次
行革審においても国会決議をふまえ慎重に対応すべきである。
わが党はコメの完全自給を堅持し、人類共通の課題である環境保全
型農業の実現に全力をあげて取組む決意である。

右、申し入れる。

一九九一年四月二六日

日本社会党中央執行委員長

土 井 たか子

日本社会党農林水産局長

竹 内 猛

日本社会党農林水産部会長

村 沢 牧

日本社会党中央執行委員長
土 井 たか子

総務厅長官
佐々木 満 殿

一九九一・五・八

外務大臣
中 山 太 郎 殿

一九九一年五月八日

以上、右強く申入れる。

ど、その深刻さは最悪の状態となつていると判断される。よって政府
は人道的な立場において以下の措置を直ちに講ずるなど積極的な援助
活動を行うべきである。
一、国際緊急援助隊を緊急に派遣し実情の把握に努めるとともに食料、
医療品など物資の提供をはじめとする必要な援助を行うこと。
二、国連が援助のイニシアチブを發揮し国際的な援助体制が確立す
るよう国連に強く働きかけること。
三、救援活動を行つてゐるボランティア組織に対する必要な援助を行
うこと。

バングラデイシユにおける
サイクロン(台風)被害に対する
緊急援助に関する申入れについて

史上最大とも言われるサイクロンに襲われたバングラデイシユでは、
現在救援活動の遅れから伝染病の発生など二次災害も急速に広まるな

育児休業法関係

四月一九日の四党・連合参議院及び参議院クラブの協議・確認内容

一、前回協議（三・一九）以降の主な経過等（＝経過確認）
〔略〕

二、政府案への対処方針について（＝提案）

(1) 昨年一二月七日の参議院社会労働委員会・育児休業制度検討小委員会において、われわれは、「政府に立案作業を行わせることとしたい」という自民党の提案を受け入れたが、白紙委任したわけではなく、一定の条件を付け、自民党と政府・労働省もこれを尊重することを約束している。また、われわれは、このような与野党間の合意に際して、「引き続き結束を維持しつつ、今後、政府による法案作成作業を監視するとともに、政府案が国会に提出された場合には、統一して対処する」ことを確認し合い、今日に至つたところである。

(2) その後、昨年一二月一四日に労働省が婦人少年問題審議会に法的整備の在り方について検討を要請したのを皮切りに、政府による立案作業が進められ、まず、民間労働者を対象とする政府案（労働省案）は三月一九日に国会（参議院）に提出された。そして、四月一日には人事院が一般職国家公務員に関する育児休業法制定の意見の申出を行ない、これを受けて現在、政府・関係各省

府において公務員関係の育児休業法案の立案作業が進められている。

(3) 民間労働者育児休業法案については、四月一二日の参議院本会議において労働大臣による趣旨説明と各党・会派代表による質問、そして四月一八日には参議院社会労働委員会において各党会派一巡の審議が行なわれており、次回の委員会審議は四月二十五日に行なわれる運びとなっている。

公務員関係の法律案は四月下旬の提出をめざして立案作業が進められている最中で、いまだ出そろっていないが、五月八日の国際会期末が近づいてきている今日、われわれとしても、政府案（労働省案）について慎重に検討吟味した上で、これに対する具体的な対処方針を決定すべきときを迎えている。

(4) そこで、この際、公務員関係の育児休業法案も早急に提出するよう政府・関係各省庁に迫るとともに、民間労働者育児休業法案については、次のように対処することとしたい。なお、公務員関係の法案については、それ提出され次第、それらの内容について慎重に検討吟味の上必要な対処方針を決めることとしたい。

① われわれは「今通常国会において、男女全労働者を対象とする、実効ある育児休業法の制定を実現するため」に結束して取り組んできたが、この点については、当初予定されていた会期大幅延長が考えられない形勢となつたことから審議日数が残り少なくなった今日もなお、基本的には変わらないことを、改めて確認する。（〔資料1＝略〕参照）

② しかしながら、政府案の内容を検討吟味すると、概略従来の経過が踏まえられてはいるが、いくつかの重要な点については、必ずしも従来の経過が十分踏まえられたものとは言えず、強い不満を表明せざるを得ない。（〔資料2＝略〕及び〔資料3＝略〕参照）

従つて、育児休業法制化問題に関するこれまでの経緯を踏まえ、別紙〔II別掲〕のとおり、政府・自民党に対し十分検討

の上、早急に回答するよう要求することとする。

③ 政府案は、そのままでは認めがたいが、政府案に対するわれわれの最終的な態度は、政府・自民党の対応と回答をみた上で決めることとする。

④ 昨年秋から昨年一二月までの参議院社会労働委員会・育児休業制度に関する小委員会を主舞台として取り組まれてきた時期を「第一ラウンド」とし、その後政府の民間労働者に関する育児休業法案が提出される（公務員関係の育児休業法案については、なお、立案作業中であるが）に至るまでを「第二ラウンド」とすれば、政府案を審議し、結論を出そうとしているこの国会の審議は最終の「第三ラウンド」であり、一昨年一〇月以来取り組んできた、「与野党間の話し合いを通じた育児休業立法の実現」という課題は、いよいよ決着の時期を迎えてある。従つて、今後の四党・連合参議院及び参院クラブの協議には、連合代表も加えることとする。

三、公務運営確保法案について（II提案）

○ いわゆる「代替要員」問題に関連し、公務の円滑な運営の確保についても責任を負う姿勢を示すとともに、労働者（職員）の雇用の安定にも十分留意する必要があるとの立場を明らかにするため、提出する。

○ 発議者は「育児休業法案」等と同様とする。

※付属資料

政府案への対処方針 のための討議資料

一、一二月七日の与野党合意の内容

《小野小委員長による論点整理》

① 労働者が求めたときは、男女ともに子が一歳に達するまで育児休業を取得できることとすることは、三者とも一致している。

② 育児休業中の手当については、四党法案及び共産党の考え方では、給付割合は異なるものの、労働者の所得を保障するための経済的給付を考えているのに対し、自民党はノーワーク・ノーペイの原則から手当の支給は適当でないとしている。

③ 不利益取扱いについては、四党法案及び共産党の考え方では、これを禁止すべきであるとしているが、自民党は、制度を否定するような不利益取扱いは許されないとして特段の規定は設けないこととしている。

④ 担保措置については、四党法案においては罰則を設けているが、自民党は罰則を設けないという考え方である。

⑤ 中小零細企業への配慮について、自民党は弾力的措置を検討しているが、四党及び共産党も助成措置等を検討すべきであるとしている。

《自民党（前島小委員）の提案》

以下の五つの柱に沿つて政府に立案作業を行わせる。

- ① 男女労働者が等しく育児休業を取得し得る制度とすること。
② 育児休業制度についての労働者の権利を実質的に確保できるような法律とすること。

③ 育児休業期間中の何らかの経済的援助の措置について検討すること。

④ 育児休業取得の実効性を確保するための措置について検討すること。

⑤ 中小零細企業については、その経営の実態を踏まえて弾力的な措置を講ずること。

『野党側（糸久小委員）が示した条件』

(1) 政府・労働省に対し、立案に当たっては、育児休業制度検討小委員会における与野党合意事項はもちろん、一致しなかった

点についてもその論議の状況を十分踏まえること、特に、休業期間中には何らかの所得保障の措置を講じること、また、不利益取扱いの禁止・原則原職復帰や罰則等の実効性を確保するための措置についても十分検討すること。

(注) 与野党合意事項……「労働者が求めたときは、男女ともに子が一歳に達するまで育児休業を取得できることとすること」（小野小委員長による論点整理発言）

(2)(3)(4) (略)

(5) 育児休業の法制化に当たっては、現行の特定職種育児休業法の水準を決して下回らないものとすることを保障すること。

『野党側（糸久小委員）が示した条件に対する自民党（前島小委員）の回答』

これらの問題（休業中の所得保障、実効性の確保等の問題）は制度をつくる上で確かに重要な論点であるから、政府の立場においても十分に多角的な検討がなされるよう我々も期待したい。：

ない形で制度が構築されることが望ましい。

『小野小委員長の「要請」発言に対する高橋労働省婦人局長の発言』

これまでの小委員会でのご審議の経過を踏まえて、多角的な見地から論議し、次期通常国会に向け、育児休業制度の法制化を実現すべく早急に今後の成案づくりに向けて努力していく。

☆一二月七日の参院社労委・育児休業制度検討小委員会議事録

参照

二、政府案の内容吟味

(1) 民間労働者を対象とする政府案（労働省案）は三月二十九日に国

会（参議院）に提出されたが、社会党などが本会議趣旨説明を要求し、まだ社会労働委員会に付託されるに至っていない。公務員関係の育児休業に関する法律案については、人事院が四月一日に育児休業法制定の申出を行なったのを受けて、現在、政府・関係各省庁内で立案作業が進められている段階で、政府案の内容は、基本的な点についてはともかく、細部についてはまだ固まってはいない。

政府案の内容の詳しい検討吟味については、労働省案を含めて、政府案が出そろつたら直ちに行なうこととしなければならないが、現時点では、育児休業の法制化に関する主要な論点について、以下のとおり指摘することができよう。

(2) 参議院社会労働委員会・育児休業制度検討小委員会において与野党の意見が一致した点、つまり、

- ① 男女全労働者を対象として、
- ② 子が一歳に達するまでの間、
- ③ 育児休業請求権を保障する、

法制化問題の検討に当たっては、現行育児休業法の趣旨は十分理解した上で進めてきたつもりでもあり、現行育児休業法の適用対象となっている方々にとつても、二十一世紀に向かって後退の申

という三点についてはいずれも、労働省案においても人事院の申出においても、基本的には盛り込まれている。

(3) 与野党一致せず、「十分多角的な検討」が要請された点、つまり、

④ 育児休業期間中の何らかの所得保障または経済的援助の措置、

⑤ 不利益取扱いの禁止・原則原職復帰や罰則等の実効性を確保するための措置、

⑥ 中小零細企業に対する弾力的な措置、

の三点については、労働省案は、

④ 所得保障措置は講じられていない（何らかの経済的援助措置については、はつきりしない）、

⑤ 育児休業を理由とする解雇の禁止や、行政機関による指導、援助又は勧告によって実効性を確保することとしている、

⑥ 規模三十人以下の小規模事業所については三年間の適用猶予措置が講じられている、

などというものとなっており、「十

分多角的な検討」が行なわれたかどうか、また、その結果が、小委員会における審議経過に照らして妥当と言えるかどうか、十分吟味する必要がある。

また、公務員については、人事院の申出は、現行法適用対象者

については育児休業給の支給を継続することとしつつも、新たに育児休業を保障されることとなる公務員については無給としており、これが「二十一世紀に向かって後退のない形」になっていると言えるかどうか、また、職員の平等取扱いの観点から問題はないか、十分吟味する必要がある。

(4) その他の論点等については、労働省案は、

① 育児休業期間の取扱いについては、全く労使間に委ねられていること。特に年次有給休暇の資格に係る出勤率の算定においては、出勤したものとみなすこと、少なくとも計算から除外す

ることとすべきであるのに、何の措置も講じられていないこと、
② 四党案にある「短縮規定」が労働省案ではなく、逆に、四党案にない「撤回規定」が労働省案には設けられていること、これらと労働基準法に規定されている就業規則の作成・届出義務等との関係がはつきりしないこと、
—— 等について、政府案が妥当であるかどうか、十分検討吟味する必要がある。

(5) なお、労働省案では、変則的な形ではあるが、「部分休業」（育児を理由とする勤務時間の短縮）等に関する措置も盛り込まれていること、また、就学前の子を有する男女労働者についても、育児休業や「部分休業」等の措置を講ずるよう努力義務を課すこととしている点については、四党共同案よりも前進している点として評価できる。

〔参考〕婦人少年問題審議会の建議の内容

☆ 「育児休業期間中の何らかの所得保障または経済的援助の措置」について

(4) 休業期間中の労働者の経済的援助については、一方で安心して育児休業が取得できるよう産前産後休業に対する出産手当金などと同程度の六割相当の所得保障を労、使、国三者で負担する新たな基金制度で行うべきであり、仮に、今、一定の方針を定めることが困難な状況にあるとしても、将来を展望して引き続き検討を行い、できるだけ早い時期に、一定の結論を得るべきであるとの意見がある。しかし、他方、いかなる支払いも事業主に法律で義務づけるべきではない、あるいは何らかの給付を行うとすれば、現行社会保障制度の全体的な見直しが必要であるという意見がある。また、育児休業が任意的、選択的であることから来る他の労働者等とのバランスを考える必要がある

という見解も見られる。このように様々意見、見解の違いがみられるなかでは、一定の方向を定めることは困難な状況にあり、更に、広範、かつ、多角的な観点から論議が深められる必要がある。

なお、育児休業期間中に何らかの給付を行ふことは、企業においては、労働協約等による制度の運用の中で労働者福祉や、人材確保の観点から、実際にかなり行われてゐるところであるが、これについて法律によつて一定の枠組みを規定することは適當でなく、今後、それぞれの労使間で育児休業制度の趣旨を十分踏まえ、妥当な方向を見出していくべき問題であろう。

休業期間中の労働者について円滑な職場復帰に資するよう、必要な措置がとられることが育児休業制度の本来の趣旨から望まれるところである。このためには、労働者本人の努力によるべきものがあるうが、事業主としても職場復帰に必要な教育訓練や情報の提供等の措置を講ずる必要がある。

また、国は、育児と仕事を両立させるという観点や、労働者の能力の有効活用を維持促進させるという観点から、職場復帰に必要な教育訓練や情報の提供等を行う事業主に対し、必要な援助を行うことが適当であり、法の施行にあわせ、その内容について十分検討が行われるべきである。

☆ 「不利益取扱いの禁止・原則原職復帰や罰則等の実効性を確保するための措置」等について

(2) 育児休業の取得を理由とする解雇については、育児休業制度の趣旨に鑑み、許されないものであり、その旨法律に規定することが適当である。

不利益取扱いの禁止について、何が不利益かの判断が難しく、ケースバイケースの問題であるので、法律で規定することは適当でないが、法の施行に伴い、趣旨の徹底を図るべき重要な

な事項である。

原職又は原職相当職に復帰させるということも、我が国の民間企業における人事異動慣行を踏まえると、法律により一律に枠をはめることは困難である。

勤続期間の算定・昇格・昇給等に当たつての育児休業期間の取扱いについては、法律で基準を設けることにはなじまないものであり、制度を定着させていく中で、労使の話し合いにより解決されるべきものである。

ただ、育児休業期間中あるいは復帰後の諸条件については、育児休業を取得する労働者にあらかじめ明らかにされていることが望ましい。

本項については、休業の取得を実質的に保障するために、解雇のみならず、不利益取扱いの禁止、原職又は原職相当職への復帰、勤続期間の算定なども法律で規定すべきであるとの意見がある。

(6) 育児休業制度の実効を確保するためには、民事上の救済措置のほか、休業の法制化にあわせ、行政機関による適切な指導や勧告を行つていくことが必要である。

本項については、罰則による担保でなければならぬとの意見がある。

☆ 「中小零細企業に対する弾力的な措置」について

(1)

一定範囲の規模の事業に対しても、一定期間上記の規定の適用を猶予する必要がある。なお、猶予期間内においてもなるべく早期に制度の確立が図られるよう指導援助を行うことが必要である。

本項については、育児のために雇用を中断することなく働く権利について、企業規模による格差を設けるべきではなく、規

模による適用猶予を行うべきではないという意見がある。

☆ その他

(1)

また、事業主は、乳児期又は幼児期の子を有する労働者について、必要に応じ、育児に必要な時間の確保など育児のための便宜の供与を行うように努めるべき旨の規定を設けることが適当である。

(3)

短時間勤務制度は、労使にとって、育児と仕事との調和を図る上で、現実的かつ有効な制度と考えられるので、育児休業制度と相まって機能するよう何らかの形で法律の中に盛り込むことが適当である。

(5)

代替要員の確保は、育児休業制度の円滑な運用を図るため、書きわめて重要なことであるので、職業紹介機能の一層の活用等を図るべきである。

本項については、育児休業中の代替要員の確保のため、短期間の労働力を確保し得るような法的な整備等を行うべきであるとの意見がある。

(7)

労働大臣は、必要に応じ、育児休業制度に関する一般的な指針を定めることが適当である。

一九九一・四・一九

「育児休業等に関する法律案」 に関する共同申入れ

日本社会民主党
公明連合参院
社会民主連合
共产党
参院クラブ

今回の政府による育児休業法制化のための法律案の作成は、昨年十二月七日の参議院社会労働委員会・育児休業制度検討小委員会における与野党合意に基づいたものであるはずである。この与野党合意に際しては、政府に立案作業を委ねるに当たり、育児休業制度に関する法律に盛り込むべき内容として、与野党の意見が一致した点について尊重することはもちろん、与野党の意見の一致を見ることができなかつた「休業中の所得保障」や「法制度の実効性確保のための措置」等については、それぞれ「育児休業期間中の何らかの経済的援助の措置について検討をすること」「育児休業取得の実効性を確保するための措置について検討すること」と等について十分留意させることができた。一方、労働省側も「これまでの小委員会でのご審議の経過を踏まえて、多角的な見地から論議し、次期通常国会に向け、育児休業制度の法制化を実現すべく早急に今後の成案づくりに向けて努力していく」と約束した。

しかしながら、その後政府が今国会に提出した民間労働者を対象とする「育児休業等に関する法律案」の内容を見ると、全日休業型の育



児休業制度に加え育児を理由とする勤務時間の短縮（部分休業）等に関する措置も盛り込まれ、また、一歳以上就学前の子を有する男女労働者についても、育児休業や「部分休業」等の措置を講ずるよう努力義務を課すこととしているなど、いわゆる四党共同法案よりも前進している点として評価できる面がある半面、休業中の経済的保障措置や実効確保措置等については、育児休業制度検討小委員会における審議経過及び昨年十二月七日の同小委員会における与野党合意に照らし、不十分であり、強い不満を表明せざるを得ない。

従つて、われわれは、政府・自民党に対し、政府提出の「育児休業等に関する法律案」の取扱いに關し、特に次の二点について十分検討され、早急に回答されるよう要求する。

一、育児休業期間中の経済的保障措置について

「育児休業期間中の何らかの所得保障または経済的援助の措置」を講ずることについて、十分検討することが条件の一つであつたが、政府案では、所得保障措置は講じられておらず、経済的援助措置についても講じられていないようであり、この点については、きわめて不満である。

育児休業期間中、従前賃金の一定割合の所得を保障する措置を講ずるべきであるが、仮に今直ちにはこの点について一定の結論を得ることが困難であるとしても、労働者が休業中の生活の経済的側面でも安心して育児休業を取得するようにするためには休業中何らかの経済的保障措置が必要であることについては、政府及び与野党間で確認し合い、早急に育児休業期間中の所得保障制度を確立するため、必要な法的措置を講ずることとともに、引き続き政府及び与野党間で協議を進め、その実現を図ることと、当面何らかの対応策を講じることとすべきである。

二、実効性を確保するための措置について

「実効性を確保するための措置」を講ずることが条件の一つであったが、政府案は、育児休業を理由とする解雇については禁止規定を設けつつも、罰則はもちろん、不利益取扱いの禁止や原則原職復帰に関する規定ではなく、解雇以外の問題については、行政機関が必要に応じて指針を定め、指導、援助又は勧告等の措置によつて実効性を確保することとしている。特に不利益取扱いについては、政府・自民党ともに「制度を否定するような不利益取扱いは許されないとある」としつつも、「何が不利益に当たるかなど種々難しい問題があり一律に規定することにはなじまない」として、法律で規定することに消極的な立場をとっている。

しかし、現行の特定職種育児休業法においても不利益取扱いの禁止規定が設けられているところであり（第七条）、その他労働基準法第百四条（監督機関に対する申告）第二項、労働組合法第七条（不当労働行為）第一号（労働組合活動関係）及び第四号（労働委員会への申立等関係）、労働安全衛生法第九十七条（労働者の申告）第二項、雇用保険法第七十三条（不利益取扱いの禁止）等、現行労働立法の中には不利益取扱いの禁止規定を設けている例が少なくなく、さらに四月一日の人事院の意見の申出においても、現行法と同様に不利益取扱いの禁止規定を設けることとされているところであり、政府・自民党的主張には根拠がない。

従つて、仮に罰則については今回は見送るとしても、最低限、不利益取扱いの禁止規定は設けることとすべきである。

なお、育児休業法は官民同時に制定・施行すべきものであるから、政府・関係各省庁は公務員関係の法律案を可及的速やかに提出すべきであり、また、法案を取りまとめるに当たつては、今回の育児休業法制化問題の経過等を十分踏まえるとともに、公務員法制の一環であることとも考慮し、職員の平等取扱いの原則に抵触しないようにすべきであることについても、申し添える。

国及び地方公共団体の職員の育児休業に際しての公務の円滑な運営の確保に関する法律案要綱

一、目的

この法律は、国及び地方公共団体の職員が育児休業法第四条の規定による育児休業をする場合における職員の任用、臨時の任用等に関し必要な事項を定め、もって公務の円滑な運営を確保することを目的とすること。(第一条関係)

二、育児休業に伴う職員の任用等

(1) 国又は地方公共団体の任命権者は、職員が育児休業法第四条の規定による育児休業をする場合には、公務の円滑な運営に支障がないと認めるときを除き、職員の任用（臨時の任用を除く。）を適切に行うこととする。

(2) 国及び地方公共団体の常勤の職員の定員は、(1)の任用が計画的に実施されることを考慮して、定められるものとすること。(第二条第一項関係)

三、育児休業に伴う臨時的任用

(1) 国又は地方公共団体の任命権者は、(1)の任用が著しく困難であると認めるときは、(1)にかかわらず、職員が育児休業をする期間を任用の期間として、当該職員が行う業務を処理するため必要とされる経歴、学歴、免許等に関する資格要件を有する者その他の当該職員が行う業務を適切に処理することができる者を臨時に任用するものとすること。(第三条第一項関係)

(2) (1)の臨時的任用については、国家公務員法第六十条第一項から第三項までの規定及び地方公務員法第一十二条第二項から第五項

までの規定は、適用しないこと。(第三条第二項関係)

四、その他

- (1) この法律は、育児休業法の施行の日から施行すること。(附則第一条関係)
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。

「自民党の共同申し入れに対する回答」

（平成三年四月二十三日）〔第一次回答〕

四月十九日付の「育児休業等に関する法律案」に関する共同申入れについては、次のような取扱いとしたい。

一 政府は、この法律の施行後適当な時期において、育児休業制度の実施状況等を勘案し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点から、この法律に規定する育児休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の見直し規定を設ける。

二 法律の趣旨からして不利益取扱いがあつてはならないことについては、与野党意見が一致していることを確認するとともに、不利益取扱いがあつてはならないことを労働大臣の指針に明記し、行政指導を徹底する旨附帯決議に盛り込む。

三 休業期間中の労働者の能力開発等を行う事業主に対し、法施行に合わせ助成措置が講じられるよう検討を行う旨の労働大臣答弁を行ふとともに、これに関して附帯決議に盛り込む。

政府・自民党に対する六党会派の法案

修正要求の内容

(四月)一四日、第二次要求

育児休業等に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則に次の二条を加える。

育児休業制度については、育児休業制度の目的を踏まえ、この法律の施行後における育児休業制度の実施状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、休業中の経済的援助の在り方を含め、その全般に関する検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

六党会派の第二次要求に対する 自民党の回答の内容

(四月)一四日

(検討)

第一条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、育児休業の制度の実施状況、育児休業中における待遇の状況その他のこの法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点からこの法律に規定する育児休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

対馬孝且参院議員が、社会・公明・連合参議院・民社・参院クラブを代表して小里労相に対し行なつた確認質問および小里労相答弁

(四月)二十五日、参議院社会労働委員会)

①対馬議員 休業中の労働者に対する経済的援助措置については、平成四年度予算要求において百億円ないし百五十億円程度の規模のものを要求するということを確認してよいか。

● 小里労相 労働省としては、休業期間中の労働者に、能力維持、回復のための研修等を行なう事業主に対し、助成制度を設ける必要があると考えている。その内容、金額等については、今後、具体的な検討をするが、お話を趣旨を踏まえ、平成四年度予算の中で要求してまいる所存である。

②対馬 中小事業主に対して、国として何らかの助成をすべきではないか。

● 労相 常時三十人以下の労働者を雇用する事業所については、猶予期間内においてもなるべく早期に制度の確立が図られるよう、制度導入促進のための助成措置を平成四年度予算の中で要求してまいりたい。

③対馬 育児休業をする労働者に対する援助の規模としては、育児休業中の労働者の社会保険料負担を考慮して、年二十万円程度になるものと受け止めよいか。

● 労相 休業期間中の労働者に、業務に関する情報の提供、能力維持のための研修等を行なう事業主に対し、一定の助成制度を設

ける必要があると考えており、同助成制度の趣旨が生かされるよう、

その内容、金額等について、お話を趣旨が生かされるよう、今後、

具体的な検討を行ない、平成四年度予算の中で要求してまいる所存

である。

④ 対馬 中小企業の適用猶予期間が終了する三年後までに、抜本的に見直すべきではないか。

● 労相 労働省としては、育児休業制度の実施状況、休業期間中の待遇の状況等を見ながら、暫定措置がとれて全面的に適用される時期をも念頭に置きながら、必要な場合には総合的に見直しを行なう所存である。

⑤ 対馬 労働者が育児休業の申出または育児休業をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることは、あってはならないことであり、その旨を本法に基づく指針に明記し、これに反する事業主に対しては本法第十二条第二項に基づく指導等を徹底することについて、お伺いします。

● 労相 育児休業の申出あるいは取得を理由とする不利益取扱いをしてはならないことは、育児休業を労働者の権利として認めたことから当然のことであり、法の施行に合わせ、その趣旨を徹底する方策を講じてまいりたい。具体的には、法律案の第十二条に基づく労働大臣の定める指針に、その旨明記するとともに、これに基づく行政指導等を徹底することとしたいたい。

⑥ 対馬 事業主が育児休業期間中の労働者の能力の維持等を図るために措置を講ずることにより休業後の円滑な就業の実現に努めることについて伺います。

● 労相 先ほどお答えしたように、事業主が育児休業期間中の労働者の能力の維持等を図るために措置を講ずることにより休業後の円滑な就業の実現に努めることを促進するため、法施行に合わせ積極的な措置を講じることであるので、最善の努力をしてまいりたい。

な援助を行なってまいりたいと考えている。

⑦ 対馬 年次有給休暇の付与に当たっては、権利として認められる育児休業の期間を出勤率の計算上欠勤扱いとするようなことが行なわれないよう、十分指導を行なうことについて伺います。

● 労相 育児休業の申出や育児休業後の就業が円滑に行なわれるようになるためには、休業期間中の代替要員の確保が重要であることにかんがみ、代替要員の確保に必要な援助を行なえるよう、公共職業安定所の機能の拡充強化に努めることについて伺います。

⑧ 対馬 育児休業の申出や育児休業後の就業が円滑に行なわれるようになるためには、休業期間中の代替要員の確保が重要であることにかんがみ、代替要員の確保に必要な援助を行なえるよう、公共職業安定所の機能の活用に努めてまいりたいと考えている。

⑨ 対馬 常時三十人以下の労働者を雇用する事業所について、適用猶予期間中であっても早期に制度が導入されることを促進するため、法施行に合わせ積極的な援助措置を講ずることについて伺います。

● 労相 先ほどお答えしたように、常時三十人以下の労働者を雇用する事業所について、適用猶予期間中であっても早期に制度が導入されることを促進するため、法施行に合わせ積極的な援助措置を講じてまいりたいと考えている。

⑩ 対馬 本法の実効ある運営を確保するため、都道府県婦人少年室を中心として行政体制の充実強化を図ることについて伺います。

● 労相 ご指摘のとおり、本法の実効ある運営を確保するため、都道府県婦人少年室を中心として行政体制の整備を図ることは重要なことであるので、最善の努力をしてまいりたい。

共 同 論 話

日本公明社会民主連合議院会合

一、政府提出の「育児休業等に関する法律案」は、昨夕の参議院社会労働委員会において、一部修正の上、全会一致で可決されたのを受けて、本日、参議院本会議に緊急上程され、全会一致で可決、衆議院に送付された。

今国会の会期は残り少ないが、政府案の取扱いについて与野党間で合意が成立したことにより、同法案は今国会で成立する見通しである。この結果、一九八七年三月の労働団体の統一要請に応えて同年八月に社会、公明、民社、社会民主連合の四党が共同の「育児休業法案」を参議院に提出して以来四年ぶりに、わが国でも男女全労働者を対象とする育児休業の法制化が実現することが確実となつた。一、今回の政府による法案の提出は、昨年一二月七日の参議院社会労働委員会・育児休業制度検討小委員会における与野党合意を受けたものだが、三月二九日に提出された政府案の内容は、必ずしも同小委員会における審議検討の経過や合意内容を踏まえたものとは評価できなかつた。

このため、われわれは政府・自民党に対し、①育児休業期間中の何らかの所得保障または経済的援助の措置や、②育児休業を理由

とする不利益取扱いの禁止等の実効確保措置について、法案修正を含む対応を迫る共同要求を提出し、粘り強くギリギリの折衝を積み重ねた。

その結果、われわれと政府・自民党との間で、法案に見直し規定を挿入する修正や、われわれの要求に沿った労働大臣答弁等、われわれの要求に沿って政府原案を補強修正する合意が成立したものである。

一、長年の懸案である男女全労働者を対象とする育児休業制度の実現は、「逆転参議院」の国会状況と連合が展開してきた労働協約締結の取組みや請願署名運動などを背景に、四党・連合参議院及び参院クラブと連合が最後まで結束と連携を維持しつつ、政府・自民党に粘り強く迫った結果であり、また、その経過を見れば明らかのように、「半分議員立法・半分政府立案」の形で実現にこぎつけたもので、野党側の要求に基づき実現する国民生活関連の新規立法としては、「逆転参議院」の成果の第一号と言え、その意味でも、われわれは高く評価したい。

一、「育児休業等に関する法律案」が参議院で全会一致で可決されたことは言え、なお、衆議院における審議が残されている。また、育児休業制度は官民同時に制定・施行すべきものであるが、公務員関係の法律案については、政府・関係各省庁において立案作業中で、われわれの強い要求にもかかわらず、国会に提出されるに至っていないことは、きわめて遺憾である。

われわれは今後も結束を維持しつつ、当面、衆議院における参議院送付案の審議に対応とともに、公務員関係の法律案についても可及的すみやかに国会に提出するよう関係各省庁に対して強く迫り、関係各法案が提出された場合には、統一して対処することとし官民全労働者について来年四月一日から育児休業法制度の実施を迎えるよう、全力を擧げることとしたい。

編集後記

◆お気付きのとおり、今月から編集レイアウトを一新してみました。少しでも見やすく、利用しやすくとの思いから編集実務にたづさわる安島さんが考えてくれたものです。政策活動の成果を月刊で収録する「政策資料」も数えて二九七号になります。引き続き、編集の改善に取り組んでいく決意です。お気付きの点は編集委員会までご連絡ください。今後ともよろしくお願ひします。

◆さて、第一二〇回通常国会が、一五〇日の会期を終え、五月八日に閉幕しました。会期中に起きた湾岸戦争突入は、これまでの国会論戦を一変させるものでした。九〇億ドルの戦費支出、自衛隊機の派遣、掃海艇の派遣など一連の問題は「憲法・自衛隊・国連協力・国際貢献・戦争協力」が複雑に絡み合つたものです。率直なところ社会党が挑んだ論戦には迫力に欠けるものがあったようです。なぜそうなってしまったのでしょうか。この疑問を解くことは、即、今進められつつある社会党再建の核心部分につながる重要なテーマの一つでもあります。

◆シユミット旧西ドイツ首相の以下の発言に

は——日本、両国とあるところを社会党と読み取ってくださると——実にはっきりと問題の所在が指摘されています。「両国（日本とドイツ）が犯した同じ過ちは、反サダメ（フセイン・イラク大統領）陣営につくというこ^トを世界にはつきりと知らせなかつたことだ。両国ともサダメという犯罪的独裁者に対する道義的、国際的立場を明らかにできなかつた」

(朝日、九一年四月三〇日)

◆そんなことも要因になつて、この通常国会では、社会党と公明党、民社党の違いがことさらクローズ・アップされてしましました。

しかし、育児休業法案の立法・成立過程にみられる社会・公明・民社・連合参議院の協力は特筆される成果です。まだまだあります。そこで改めて、保守の保守＝保守、保守の革新＝進歩・革新、革新の保守＝保守、革新の革新＝進歩・革新——という国民の目に映る政治の姿を冷静に見通すことが必要ではないかと考えます。

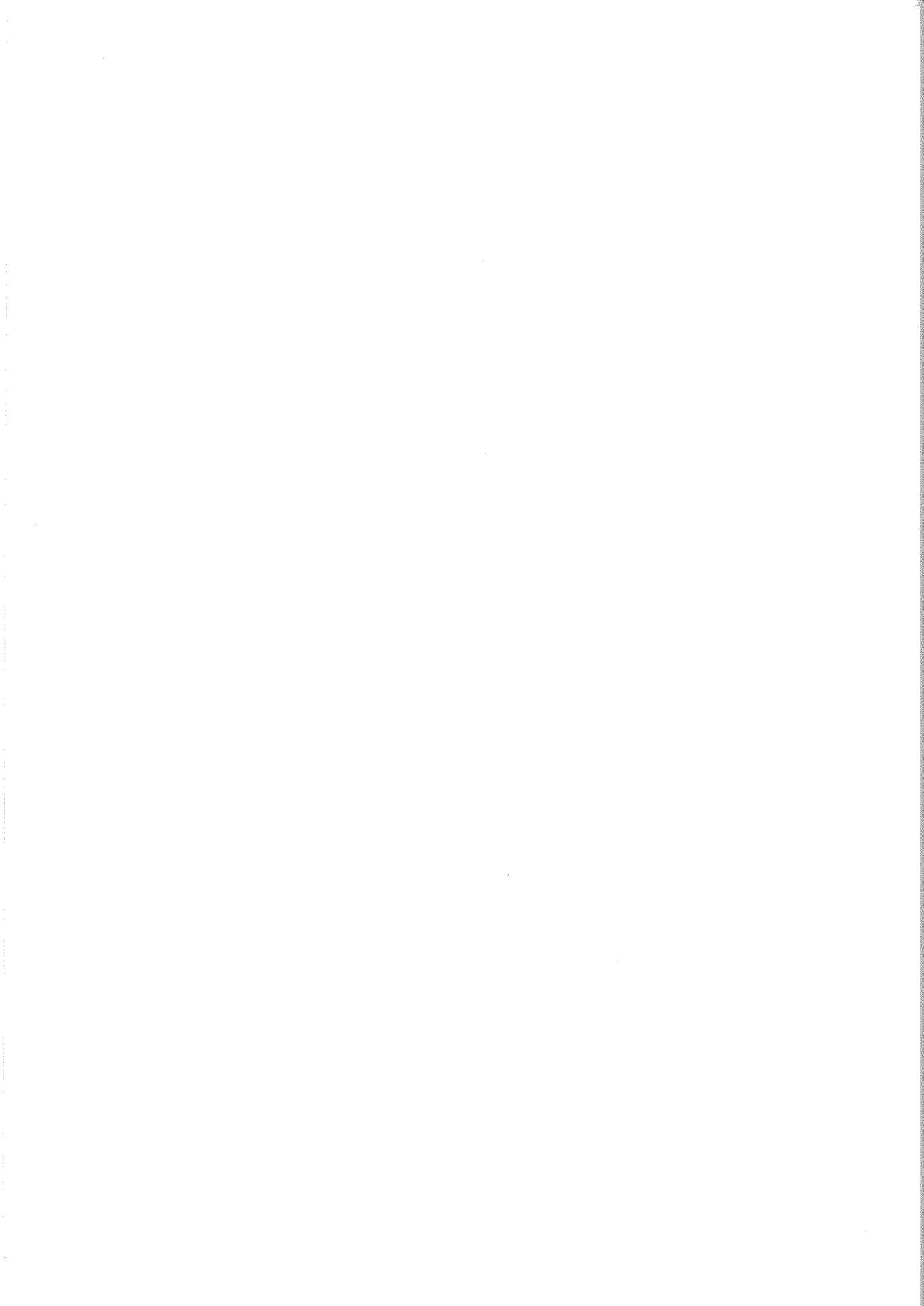
◆政策審議会では、総合政策調査会のもとで社会党再建の具体化の新たな出発として「新・もう一つの日本と世界」の作業に着手したところです。伊藤会長は、「来年の参議院選挙等の勝利に向けて、魅力ある政策準備を開始して、社会党がこれから日本と世界について鮮明な「青信号」のシグナルを示したい」といっています。忙しくなります。

(H)

政策資料編集委員会

| | | |
|------|-------|-------|
| 委員長 | 伊藤茂 | 穠山篤 |
| 編集委員 | 松前仰 | 五十嵐広三 |
| | 温井寛 | 田中恒利 |
| | 佐藤敬治 | 村山富市 |
| | 水田稔 | 山本正和 |
| | 佐藤三吾 | 川那辺博 |
| 矢田部理 | 佐間田勝美 | |
| 押田三郎 | 浜谷惇 | |
| 早川幸彦 | 石田好数 | |

| | |
|------------|------------|
| 会計監査 | 渡辺博 |
| 会計監査 | 佐藤敬治 |
| 会計監査 | 柏谷照美 |
| 会計監査 | 又は |
| 年間購読料 | 四二〇〇円（前納） |
| 定価 | 一部 三〇〇円 |
| 送料 | 一部 五一円 |
| 普通 | 東京 8-80821 |
| 大和銀行 | 衆議院支店 |
| 日本社会党政策審議会 | |



POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

June 1991

No. 297

Foreword ; Atsushi AKIYAMA, Executive Member Responsible for Policy

Special Issue ; Japan-USSR Relationship

Cooperation in the Northeast Asian Region and Japan

Current Situation and the Future Subjects of the Japan-USSR

Relationship

Comment on the Results of the Japan-USSR Summit Meeting

Documents ;

Revised Bill of the Comprehensive Resort Areas Development Law

Proposed by SDPJ(Summary)

Presentation to the Government concerning the Humane

Assistance to the Kurdish Refugees

Revised Bill of the Adjustment of Retail Business Operation

in Large-Scale Retail Stores Law Proposed by SDPJ

Childcare Leave Law

Others.

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome. Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

政策資料 6月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)